

吉野町公共施設等総合管理計画

平成29年3月

吉 野 町

目 次

I.	計画策定の背景と目的	1
1.	計画の背景	1
2.	計画の目的	1
3.	計画の位置づけ	2
II.	公共施設等を取り巻く現状と課題	3
1.	人口の推移	3
2.	公共施設等の現状	5
3.	財政の状況	12
4.	将来の公共施設更新費用の見通しと課題	16
5.	公共施設等を取り巻く現状と課題	19
III.	公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本方針	20
1.	計画期間	20
2.	公共施設等の管理に関する基本的な考え方	20
IV.	公共建築物における施設類型ごとの管理に関する基本方針	25
1.	町民文化系施設の管理に関する基本方針	25
2.	社会教育系施設の管理に関する基本方針	28
3.	スポーツ・レクリエーション系施設の管理に関する基本方針	29
4.	産業系施設の管理に関する基本方針	31
5.	学校教育系施設の管理に関する基本方針	33
6.	子育て支援施設の管理に関する基本方針	35
7.	保健・福祉施設の管理に関する基本方針	37
8.	行政系施設の管理に関する基本方針	39
9.	公営住宅の管理に関する基本方針	41
10.	水道・下水道施設の管理に関する基本方針	43
11.	その他の管理に関する基本方針	45
V.	インフラ資産における管理に関する基本方針	47
1.	道路の管理に関する基本方針	47
2.	橋りょうの管理に関する基本方針	47
3.	水道施設の管理に関する基本方針	47
4.	下水道施設の管理に関する基本方針	47
VI.	取組体制とフォローアップの実施方針	48
1.	取組体制と情報管理	48
2.	フォローアップの実施方針	48

Ⅰ. 計画策定の背景と目的

1. 計画の背景

わが国では、高度成長期を中心として過去に建設された公共施設等がこれから大量に建替えなどの更新時期を迎えます。一方で、地方公共団体の財政は厳しい状況が続き、また、人口減少・少子高齢化等により今後の公共施設等の利用需要が変化していくことが見込まれます。

このような状況に鑑み、公共施設等の全体を把握し、長期的視点をもって更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことにより財政負担を軽減・平準化するとともに、その最適配置を実現し、時代に即したまちづくりを行っていくため、平成 26 年 4 月、総務省は全国の地方公共団体に対して、「公共施設等総合管理計画の策定要請」を行いました。

本町においては、総面積のうち 82.6%が山林であり可住地は吉野川などの谷筋のわずかな平地に限定されていることなどから、昭和 30 年代後半から昭和 40 年代にかけて急激に人口が流出しました。平成 2 年 4 月、過疎地域自立促進特別措置法に定める過疎地域の指定を受けたことから「吉野町過疎地域自立促進計画」を策定し、近年では、定住促進住宅の整備、住宅改修助成、住宅新築助成など人口減少の緩和に向けた取り組みも進めてきたところです。

しかし、若年層の都市部への流出が目立ち、人口減少、高齢化の流れに大きな変化がみられず、人口減少による税収の減少や高齢化による社会保障費の増大、地域活力の低下など、今後も予断を許さない状況が続くことが考えられます。

2. 計画の目的

本町の人口は一貫して減少を続ける反面、老年人口は増加傾向を示しており、人口減少・高齢化の進展が深刻な状況です。これに対して、老朽化した公共施設等の維持更新などに必要な経費は将来的に増加し、財政を圧迫することが予測されます。したがって、将来的な財政負担の軽減や健全な町民生活の維持を図るためにも、公共施設等にかかる総合的な管理の検討が必要とされます。

そこで、公共施設等の全体の状況を把握し、中長期的な視点をもって、可能な限り次世代に負担を残さない効率的・効果的な公共施設等の最適な管理を実現するために「吉野町公共施設等総合管理計画」を策定します。

3. 計画の位置づけ

本計画は、総務省からの「公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進について」（平成 26 年 4 月 22 日 総財務第 74 号）による計画策定要請を受けて、本町のインフラを含む公共施設等の今後のあり方についての基本的な方向性を示すものとして位置付けます。

本町では、「いのちが輝き笑顔あふれる吉野町 ～自然の恵みと歴史文化が息吹くこころのふるさと吉野町～」をまちの将来像に掲げ、この実現に向け、10 年を計画期間とする基本構想と、社会情勢の変化に柔軟に対応するため、それぞれ 5 年の前期基本計画と後期基本計画を策定しています。現在、「第 4 次吉野町総合計画後期基本計画」（平成 28 年 4 月）をもとに施策を推進しているところです。

また、人口減少と地域経済縮小の克服を目的として、「吉野町人口ビジョン」・「吉野町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を平成 27 年 10 月に策定しています。

本計画はこれらの諸計画との整合性を図るとともに、これから増大する公共施設等の維持管理経費と、これによる財政への負担の平準化や軽減を図るために、インフラを含む公共施設等のあり方に関する方針について、公共施設等の長寿命化や施設保有量の最適化を念頭に検討を行うものです。

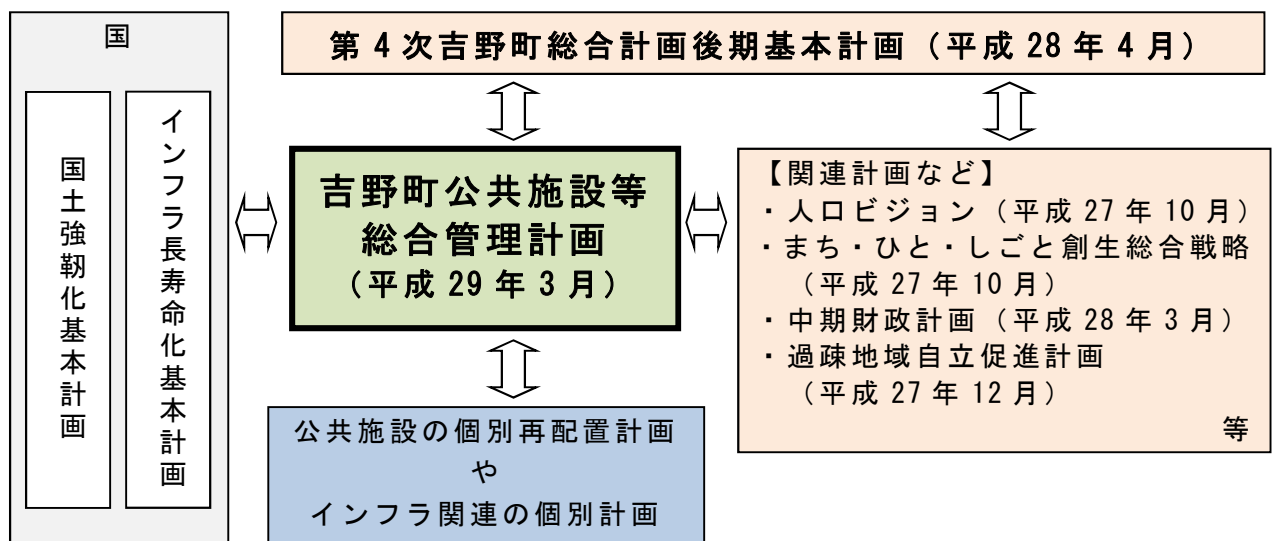


図 I-1 本計画の位置づけ

II. 公共施設等を取り巻く現状と課題

1. 人口の推移

(1) 人口・世帯数の推移

① 総人口・世帯数の推移

本町の総人口は、減少傾向が続いており平成 27 年の国勢調査では、7,399 人となっています。世帯数は、単身家族の増加などから横ばいが続いていましたが、近年は減少傾向にあり、平成 27 年には 2,946 世帯となっています。

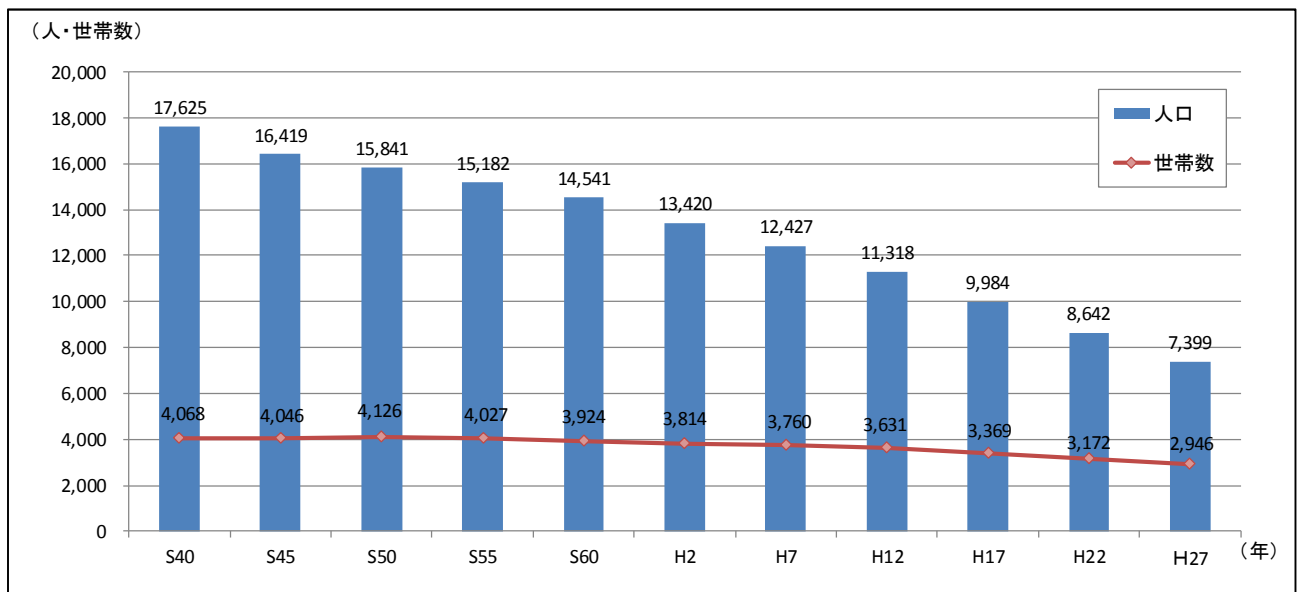


図 II-1 人口・世帯数の推移

出典：国勢調査

② 年齢 3 区分別人口

年少人口及び生産年齢人口が減少を続ける一方、老年人口は増加しており、少子高齢化が進行していることがうかがえます。

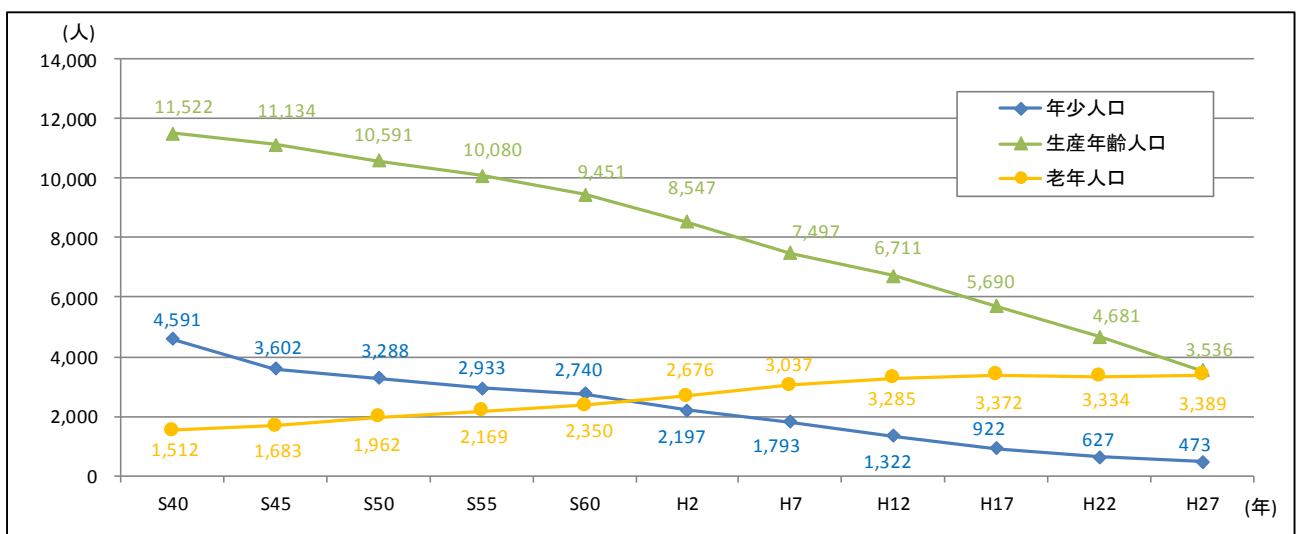


図 II-2 年齢 3 区分別人口の推移

出典：国勢調査

(2) 将来の人口推計

本町は、平成 23 年度を初年度として策定した「吉野町第 4 次総合計画」において、平成 32 年度の本町将来人口を 7,500 人と想定していましたが、国立社会保障・人口問題研究所の「日本の地域別将来推計人口（平成 25 年 3 月推計）」によると平成 32 年には、6,734 人、平成 52 年には 3,621 人にまで減少すると見込まれています。

これに対し、「吉野町人口ビジョン」において、今後の施策展開及び今後のまちづくりの方向を総合的に勘案し、以下の通り目標人口を設定しました。

【目標人口の考え方】

- ・目標人口：2020 年（平成 32 年）に 7,000 人程度の維持を目指す。
その後は、2040 年（平成 52 年）目標人口 4,500 人を下回らないよう、政策誘導を行う。
- 若者の流出を抑制するとともに U ターンを促す。
町内での新規雇用の創出 5 人／年を目指す。
- 転入者を増加させるとともに、転出を抑制させる（近接地域への通勤を奨励する）。現状と比較し、+10 世帯／年を目指す（ベッドタウン化の推進）。
- 有配偶者率が低い状況を改善するため、20 代での結婚を促し、町民の希望出生率に早期に近づける。

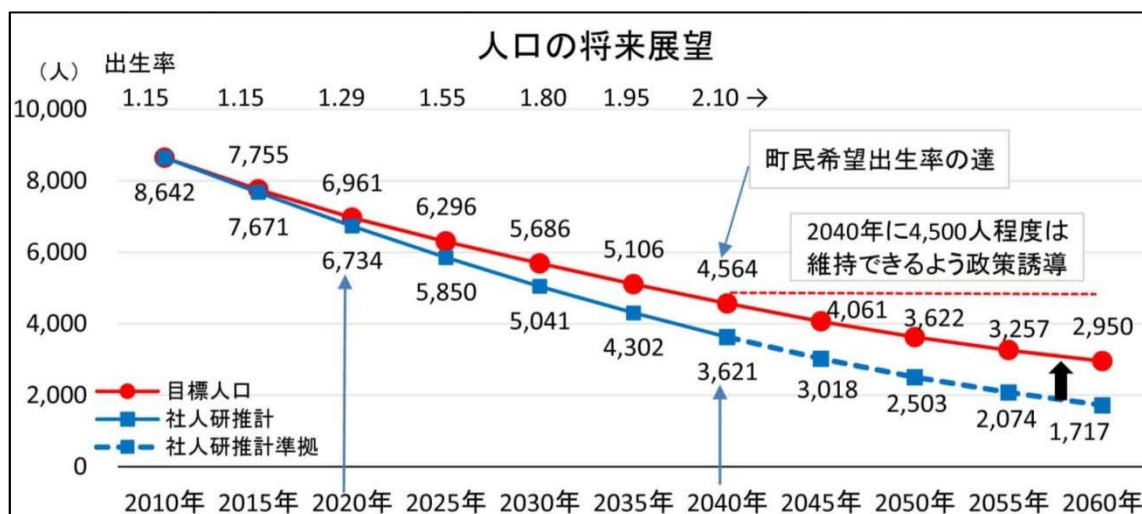


図 II-3 目標人口の考え方

出典：吉野町人口ビジョン

2. 公共施設等の現状

(1) 対象施設

本計画で対象とするものは、本町の保有する公共施設等のうち、公共建築物とインフラ資産とします。

公共建築物については、総務省の分類に基づく施設類型別に町民文化系施設、社会教育系施設、スポーツ・レクリエーション系施設、産業系施設、学校教育系施設、子育て支援施設、保健・福祉施設、行政系施設、公営住宅、水道施設、下水道施設、その他に分類し、現状等の把握や基本的な方針を検討します。

インフラ資産については、類型別に道路、橋りょう、水道、下水道に分類し、現状等の把握や基本的な方針を検討します。

表 II-1 対象施設の分類

	公共施設等	
	公共建築物	インフラ資産
対象施設	・ 町民文化系施設 ・ 社会教育系施設 ・ スポーツ・レクリエーション系施設 ・ 産業系施設 ・ 学校教育系施設 ・ 子育て支援施設	・ 保健・福祉施設 ・ 行政系施設 ・ 公営住宅 ・ 水道施設 ・ 下水道施設 ・ その他 ・ 道路 ・ 橋りょう ・ 水道 ・ 下水道

(2) 公共建築物の状況

① 公共建築物の施設分類別保有状況

本町が保有する公共建築物は 113 施設、総延床面積で 63,573.68 m²になります。分類別に延床面積を見ると、集会所などの町民文化系施設と小・中学校などの学校教育系施設が最も多く約 1.4 万 m²と全体の 22.0%をそれぞれしめています。次いで、公営住宅が 21.1%、スポーツ・レクリエーション系施設が 14.9%となっています。

表 II-2 施設分類別の施設保有状況

大 分 類	施 設 数	延床面積 (m ²)	割 合 (%)
町民文化系施設	39	14,013.43	22.0%
社会教育系施設	2	593.00	0.9%
スポーツ・レクリエーション系施設	9	9,473.32	14.9%
産業系施設	5	752.00	1.2%
学校教育系施設	3	14,016.52	22.1%
子育て支援施設	6	2,734.22	4.3%
保健・福祉施設	9	2,753.92	4.3%
行政系施設	3	2,422.14	3.8%
公営住宅	9	13,436.04	21.1%
水道施設	10	981.66	1.6%
下水道施設	1	123.00	0.2%
その他	17	2,274.43	3.6%
合計	113	63,573.68	100.0%

II 公共施設等を取り巻く現状と課題

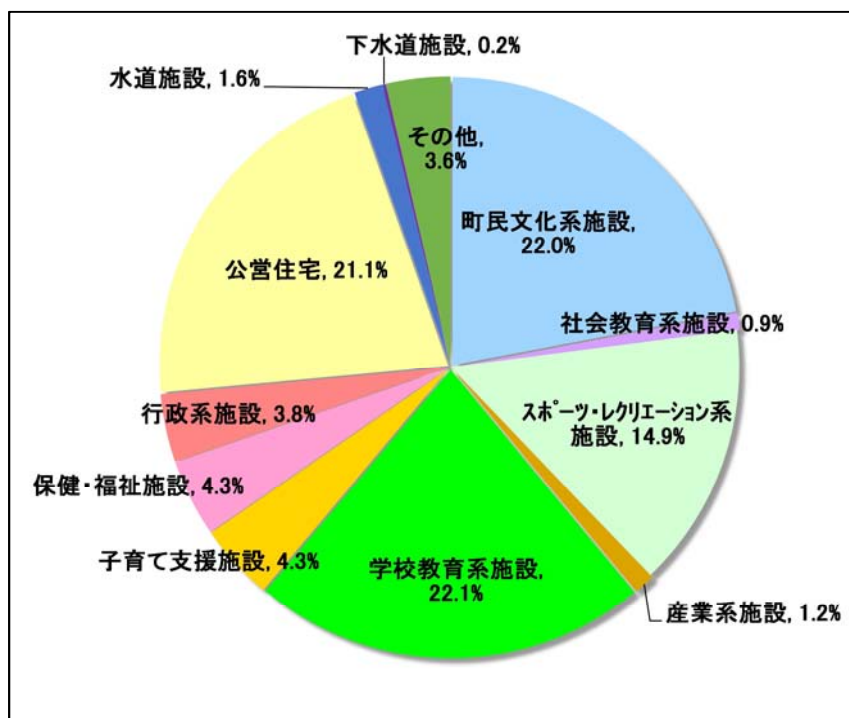


図 II-4 施設分類別の施設保有状況

② 建築年別の施設整備状況

建築年別の整備状況を見ると、昭和 30 年代後半からだんだんと整備が進み、昭和 45 年から昭和 62 年にかけて集中的に整備されました。平成に入ってから、町民文化系施設と学校教育系施設の整備が目立ちます。また、定住人口の増加を図るため、平成 28 年に定住促進住宅を整備しました。

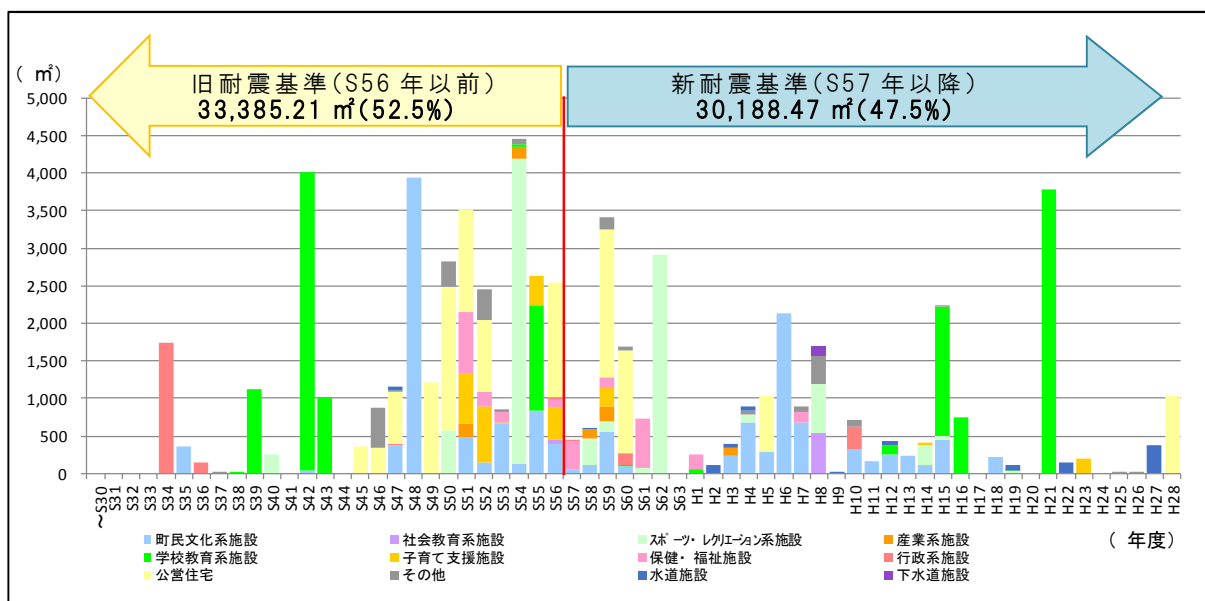


図 II-5 建築年別の延床面積

築年数別にみると、建築後 31 年～60 年となる建築物が 42,411 m²あり全体の 7 割弱をしめています。

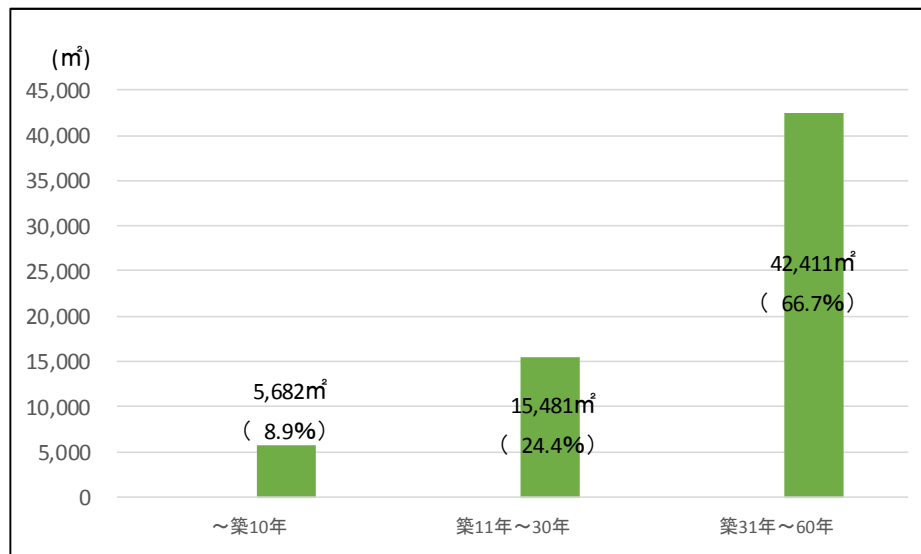


図 II-6 築年数別整備状況

③ 耐震化の現状

昭和 56 年以前の旧耐震基準で整備された施設の割合は 52.5%、新耐震基準で整備された施設の割合は 47.5%となっています。旧耐震基準で整備された施設のうち、耐震改修が実施された施設は 21.9%、まだ実施されてない施設は約 1.8 万 m²となっております。全体の 27.7%の施設が耐震診断を実施しておらず耐震性が確保されていない状況です。

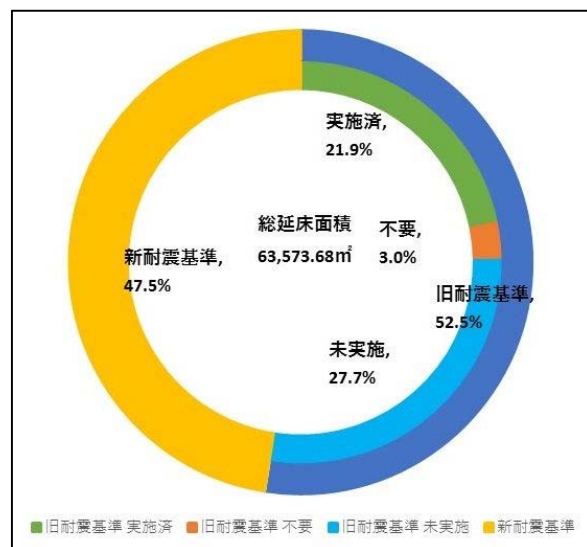


図 II-7 耐震改修の実施状況

II 公共施設等を取り巻く現状と課題

④ 住民一人当たりの公共建築物の延床面積

本町の人口 7,399 人に対して公共建築物の延床面積は 63,573 m²となっており、一人当たりの延床面積は 8.59 m²となります。これは、全国平均の 3.80 m²と比較すると倍以上の数値となっています。住民一人当たりの延床面積について、類似自治体及び近隣自治体等と比較すると下表・図のようになります。赤字に示す類似団体の中でも、一人当たり面積は大きくなっています。

表 II-3 類似自治体等の一人当たり延床面積

市町	行政財産 (m ²)	普通財産 (m ²)	合計(m ²)	人口(人)	一人当たり面積(m ²)
吉野町	61,343	2,230	63,573	7,399	8.59
奈良市	1,076,858	11,222	1,088,080	360,310	3.02
安堵町	53,045	-	53,045	7,443	7.13
川西町	45,506	-	45,506	8,485	5.36
三宅町	35,809	436	36,245	6,836	5.30
高取町	39,308	1,838	41,146	7,195	5.72
明日香村	28,544	462	29,006	5,523	5.25
桜井市	241,519	1,538	243,057	57,244	4.25
宇陀市	222,208	34,489	256,697	31,105	8.25
大淀町	96,816	-	96,816	18,069	5.36
下市町	60,734	4,217	64,951	5,664	11.47
黒滝村	19,345	-	19,345	660	29.31
川上村	44,045	347	44,392	1,313	33.81
東吉野村	23,809	-	23,809	1,745	13.64
全国	464,586,065	18,260,686	482,846,751	127,094,745	3.80

出典：面積は総務省 公共施設状況調経年比較表（2014 年度）、
人口は H27 年国勢調査

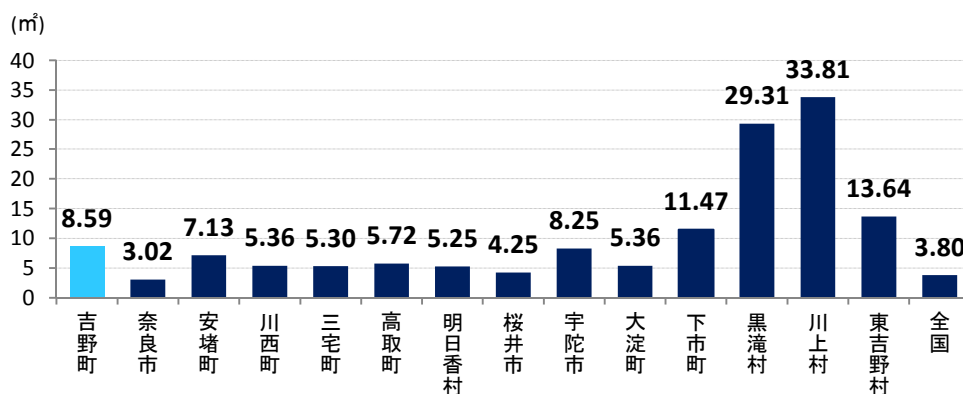


図 II-8 類似自治体等の一人当たり延床面積

出典：上表と同じ

⑤ 複合施設の状況

複合施設とは同じ建物の中に異なる用途の施設が複数あるものをいいます。
本町の複合施設は下表の通りになります。

表 II-4 複合施設の状況

建 物 名	所 在 地	施 設 名	大 分 類	小 分 類	延床面積 (㎡)
吉野小学校 一般棟	上市2298	吉野小学校・一般棟	学校教育系施設	学校	1745.52
		吉野学童保育所	子育て支援施設	幼児・児童施設	192.48
中竜門地域振興センター	柳1390-1	柳老人憩の家	保健・福祉施設	高齢福祉施設	141.00
		柳児童館	子育て支援施設	幼児・児童施設	256.00

(3) インフラ資産の状況

① 道路

本町が管理する道路の延長が 202,756.3m、面積は 782,338.1 m²となっています。また、他に林道を 24,873.0m 保有しています。

表 II-5 道路の実延長と面積

区分	項目	数量
一般道路	延長	202,756.3 m
	面積	782,338.1 m ²
林道	延長	24,873.0 m
	面積	99,492.0 m ²

※林道は、全て幅員 4m として面積を計上

② 橋りょう

本町が管理する橋りょうは、全体で延長は 2,718.2m、面積は 11,078.8 m²となっています。また、他に林道橋を 19 橋、106.6m 保有しています。

表 II-6 橋りょうの実延長と面積

区分	永久橋		半永久橋		合計	林道橋
		うち石橋	木橋	混合橋		
延長 (m)	2,457.6	4.7	260.6	-	2,718.2	106.6
面積 (m ²)	10,686.7	11.8	392.1	-	11,078.8	426.4
個数	181	1	10	-	191	19

※林道橋は、全て幅員 4m として面積を計上

③ 水道

水道については、上水道を合計 83,623m、簡易水道を 67,782m 整備しています。

表 II-7 上水道の整備状況

管種	口径	延長 (m)
導水管	300mm 未満	893
送水管	300mm 未満	8,589
配水管	50mm 以下	14,889
	75mm 以下	23,556
	100mm 以下	20,104
	125mm 以下	1,802
	150mm 以下	7,527
	200mm 以下	4,368
	250mm 以下	772
	300mm 以下	1,123
	合計	74,141
合計		83,623

表 II-8 簡易水道の整備状況

簡水区	管種	延長 (m)
吉野山	導水管	6,124
	送水管	2,757
	配水管	4,350
南大野	導水管	215
	送水管	173
	配水管	3,225
国栖	導水管	4,655
	送水管	0
	配水管	5,510
三色野	導水管	350
	送水管	1,245
	配水管	8,600
香束	導水管	195
	送水管	1,300
	配水管	10,606
吉野第一	導水管	2,162
	送水管	961
	配水管	15,354
合計	導水管	13,701
	送水管	6,436
	配水管	47,645
	合 計	67,782

④ 下水道

下水道については、平成3年度以降整備を進めており、農業集落排水6,014m、公共下水道28,651mを整備しています。

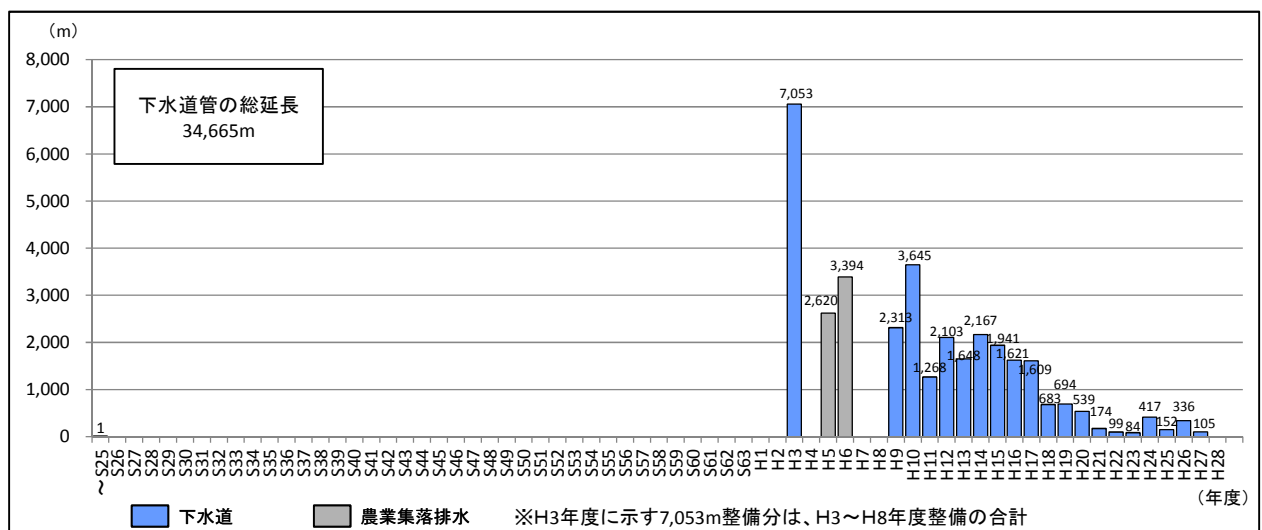


図 II-9 下水道の整備状況

3. 財政の状況

(1) 歳入の状況

歳入については、平成 23 年度以降、約 53 億円から約 60 億円の間で推移しています。歳入の内訳では、町債が、南和広域医療組合の新病院建設に伴う負担金等により平成 27 年度には 9 億円まで増加しました。また、主要な自主財源である町税は、過疎化に伴う労働人口の減少などにより緩やかな減少傾向にあります。

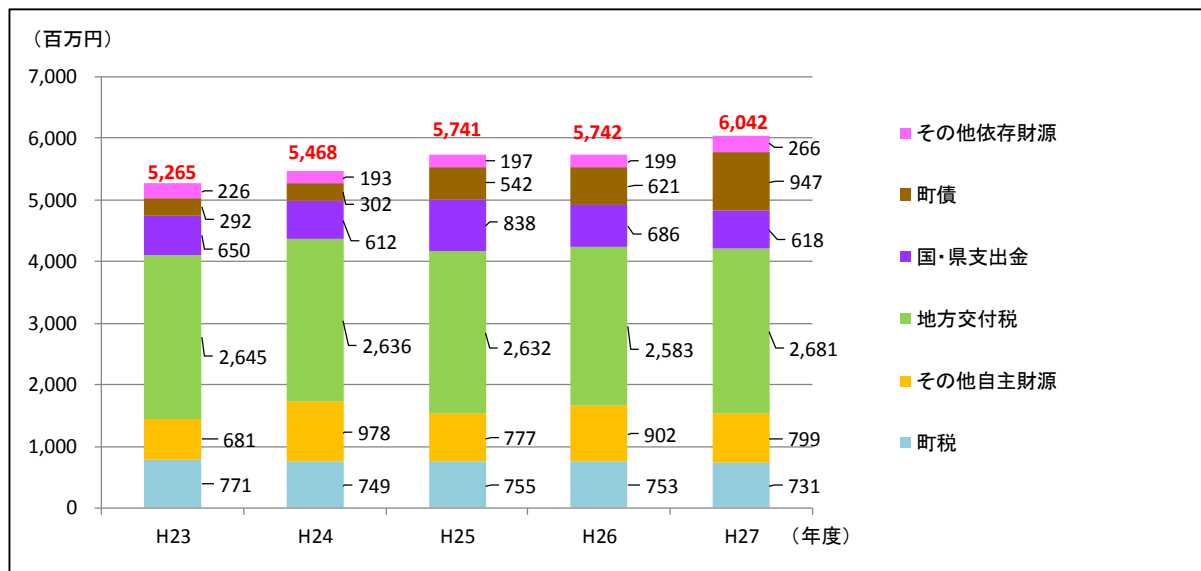


図 II-10 歳入の推移

出典：吉野町資料

(2) 歳出の状況

歳出については、平成 23 年度以降、約 48 億円から 56 億円の間で推移しています。補助費等及び扶助費が増加傾向にあります。補助費等については、主に南和広域医療組合の新病院建設に伴う負担金の増、扶助費については、主に臨時福祉給付金の実施によるもので、いずれも臨時的な経費の増加によるものです。

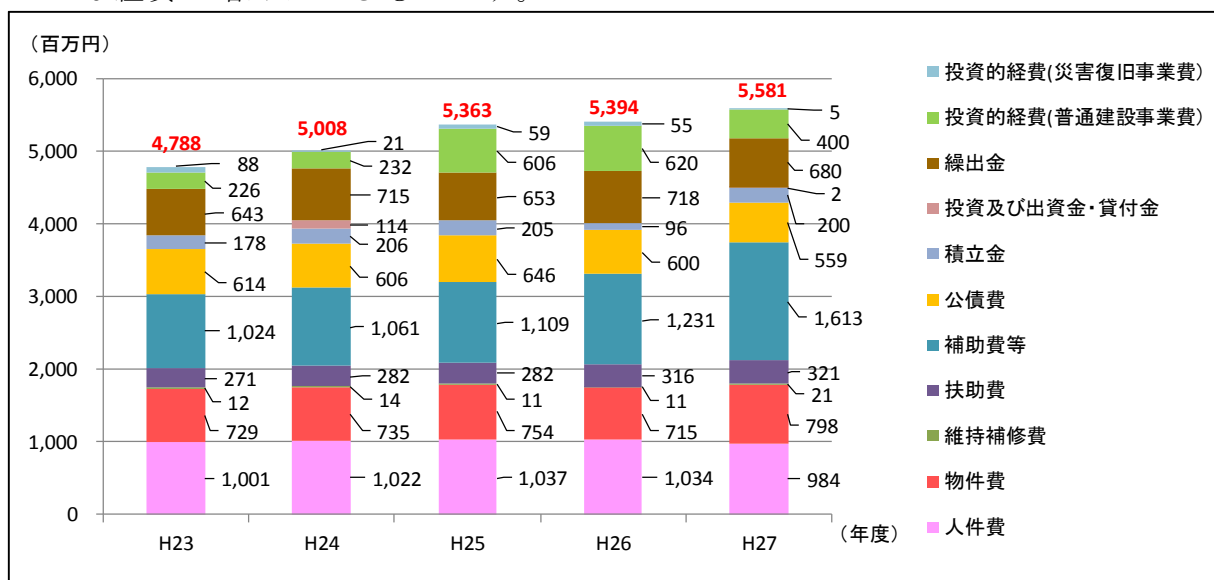


図 II-11 歳出の推移

出典：吉野町資料

(3) 町債残高と基金保有高の推移

本町の借金と言える町債残高の推移を見ると、平成 24 年度以降、一般会計及び特別会計の全会計の町債残高の合計は 103 億円から 110 億円の間で推移しています。会計別の内訳では、一般会計、下水道事業の順に多くなっています。また、病院事業については、医療提供体制の移行に伴い現在清算を行っており平成 28 年度に全て返済が完了します。

基金とは財産を維持し、資金を積立てたり定額の資金を運用したりするために設けられた資金や財産のことで、家庭での貯金にあたります。一般会計及び特別会計の全会計の基金保有高の合計の推移を見ると、平成 25 年度が最も多く約 18 億円ありましたが、それ以降 17 億円を下回っています。

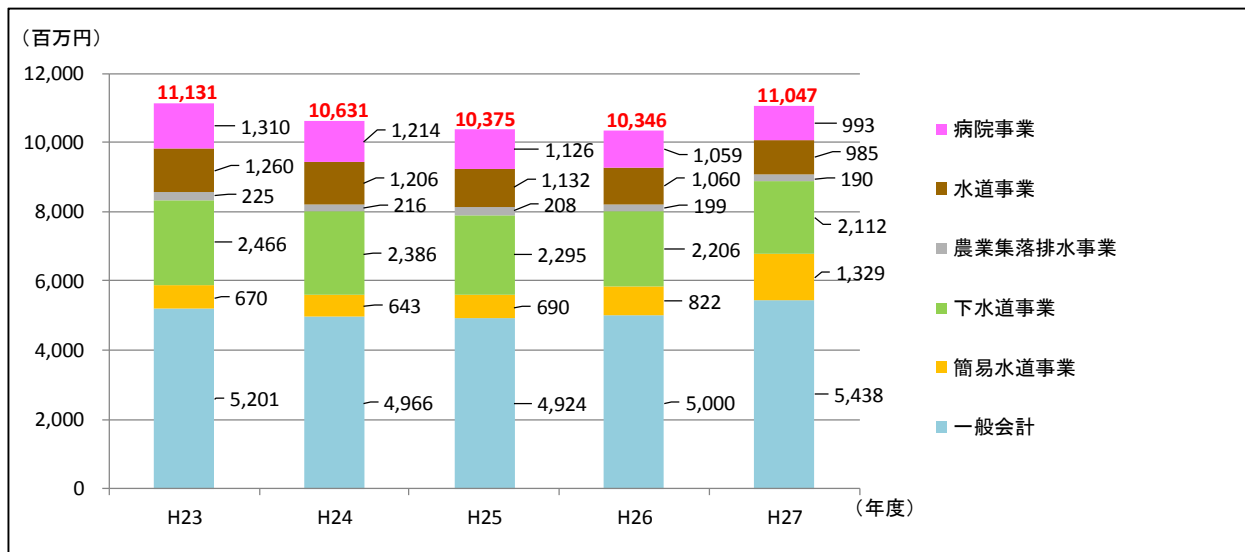


図 II-12 町債残高の推移

出典：吉野町資料

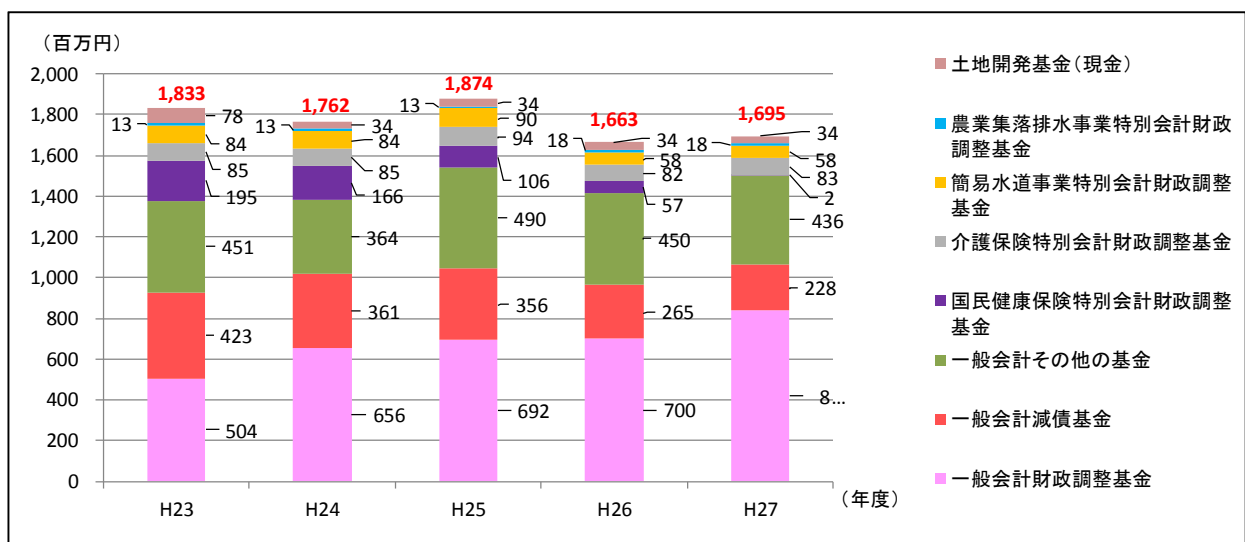


図 II-13 基金保有高の推移

出典：吉野町資料

(4) 経常収支比率及び健全化判断比率の状況

経常収支比率※は、平成 23 年度以降増加（悪化）し続け、平成 26 年度には 98.2%まで増加（悪化）しました。平成 27 年度には 93.0%に減少（改善）しましたが、依然として極めて硬直的な財政構造となっています。

また、健全化判断比率の状況については、実質公債費比率※は、平成 23 年度の 12.3%から減少（改善）し続け、平成 27 年度には 7.9%まで減少（改善）しました。

また、将来負担比率※は、平成 23 年度以降減少（改善）傾向にありましたが、平成 25 年度に増加（悪化）に転じ、平成 27 年度には 100.2%まで増加（悪化）しています。

表 II-9 経常収支比率の推移

区分	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度
経常収支比率	93.8%	95.5%	97.0%	98.2%	93.0%

出典：吉野町資料

表 II-10 実質公債比率と将来負担比率の推移

区分	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度
実質公債費比率	12.3	10.9	9.7	8.7	7.9
将来負担比率	97.8	89.7	73.0	79.3	100.2

出典：吉野町資料

※経常収支比率は、財政の硬直化を示す指標で、町税など毎年決まって入ってくるお金が、人件費、扶助費、公債費など決まって支払わなければならないお金にどれぐらい使われているかを表す指標で、この指標の数値が低ければ、それだけ新しい仕事にお金を振り向けることができます。

※実質公債費比率とは、地方公共団体における公債費による財政負担の度合いを客観的に示す指標です。起債に許可を要する団体への移行の判定に用いられます。

※将来負担比率とは、地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものを含め、当該地方公共団体の一般会計等が、将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模を基本とした額に対する比率です。地方公共団体の一般会計等の借入金（地方債）や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示す指標ともいえます。

(5) 公共施設等に係る経費の推移

道路、学校、公園などの公共施設の建設や用地取得などの投資的経費である普通建設事業費は平成 23 年度、平成 24 年度は 2.3 億円と低い値となっていますが、平成 25 年度以降は、五條市の新し尿処理施設の建設負担金、定住促進住宅の整備、公共施設の耐震改修などにより高い値で推移しています。

維持補修費は 1,000 万円台で推移していましたが、平成 27 年度は町営住宅の修繕工事の増加などにより、2,100 万円となりました。

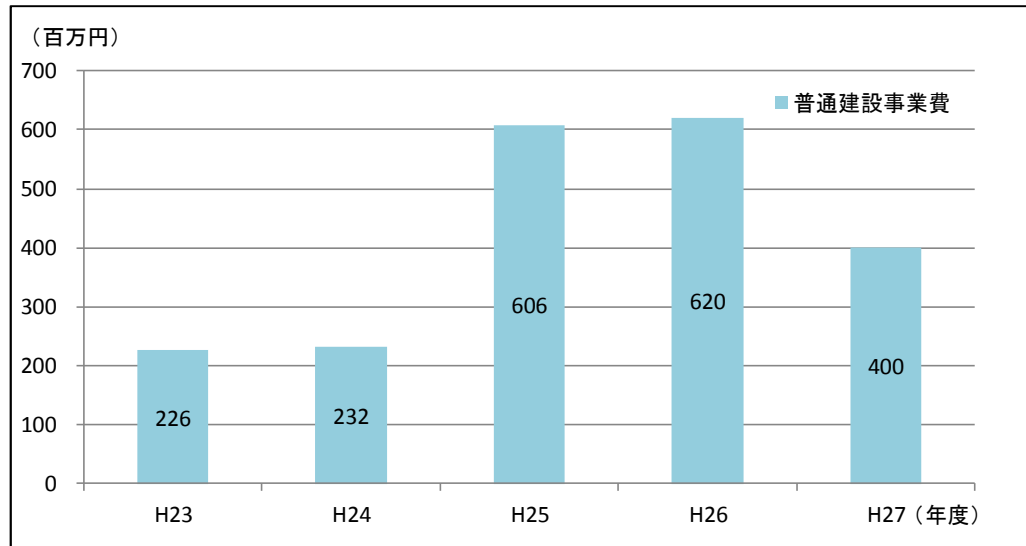


図 II-14 普通建設事業費の推移

出典：吉野町資料

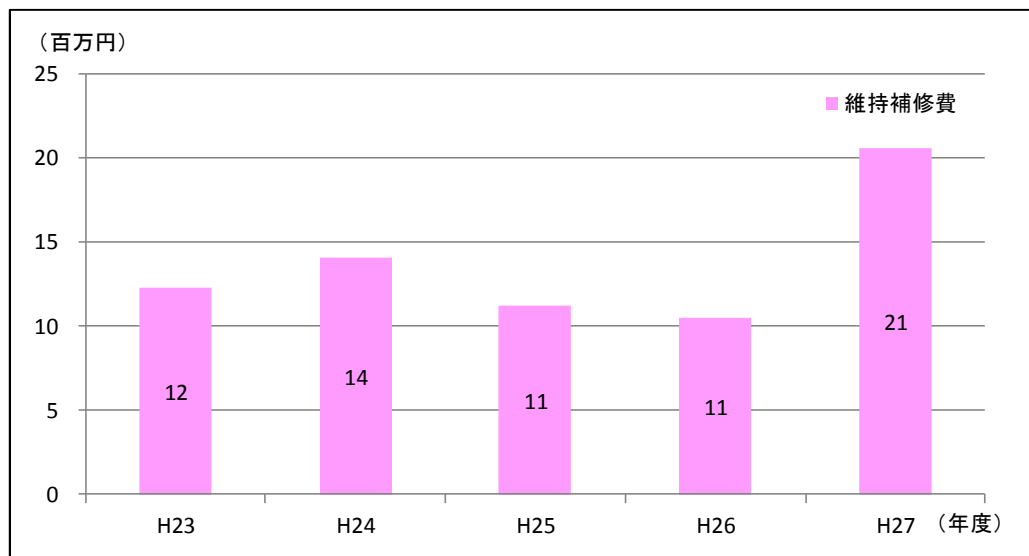


図 II-15 維持補修費の推移

出典：吉野町資料

4. 将来の公共施設更新費用の見通しと課題

(1) 更新費用推計の前提条件

更新費用の推計にあたっては、総務省「公共施設更新費用試算ソフト」を活用し、現在の保有している施設、インフラを同じ面積、延長で更新することを前提に下記の条件で試算しました。

表 II-11 公共建築物の更新費用の試算条件

試算期間	平成 29 年から 40 年間		
更新の規模	現在の面積・延長等、同規模で改修及び建替えを実施		
建替えの時期	築 60 年時点で実施、建替えの期間：3 年間		
大規模改修の時期	築 30 年時点で実施、改修の期間：2 年間		
建替えの単価	分類	建替え単価	大規模改修単価
	町民文化系施設、社会教育系施設、行政系施設、産業系施設	40 万円/㎡	25 万円/㎡
	スポーツ・レクリエーション系施設、保健・福祉施設、その他	36 万円/㎡	20 万円/㎡
	学校教育系施設、子育て支援施設	33 万円/㎡	17 万円/㎡
	公営住宅	28 万円/㎡	17 万円/㎡
その他	・ 試算時点で建替え時期または大規模改修時期を既に経過しているにも関わらず実施されていない場合は、平成 29 年から平成 38 年の 10 年間で実施する。		

表 II-12 インフラ資産の更新費用の試算条件

試算期間	平成 29 年から 40 年間	
更新の規模	現在の面積・延長等、同規模で更新を実施	
更新の時期	・ 道路：整備後 15 年経過時点 ・ 橋りょう：整備後 60 年経過時点 ・ 水道：整備後 40 年経過時点 ・ 下水道：整備後 50 年経過時点	
更新の単価	分類	更新単価
	道路（町道）	4,700 円/㎡
	林道橋	448 千円/㎡
	水 道	管種・管径により 97 千円/m～923 千円/m
	下水道	管種・管径により 124 千円/m～134 千円/m
その他	・ 道路、水道は整備面積・延長を更新年数で割った面積・延長を 1 年間の更新量と仮定して試算。 ・ 林道の幅員は詳細が把握できないため、全路線 4.0m で試算する。 ・ 下水道は試算時点で更新時期を既に経過しているにも関わらず実施されていない場合は、平成 29 年から平成 33 年の 5 年間で実施する。 ・ 橋りょうは、「吉野町橋梁長寿命化修繕計画」試算結果を採用する。	

(2) 公共建築物の将来更新費用の推計

公共建築物の更新費用等については、過去5年間の平均は約1.2億円となっています。一方、今ある施設をすべて維持するためには、今後40年間に総額約294.4億円の更新費用等が必要となり、1年当たりの更新費用は約7.4億円と試算されます。これは、過去5年間の公共建築物に対する投資的経費に対して約6.2倍の額であり、財政的に大きな負担となることが懸念されます。

試算期間の最初の10年間は築31年以上で未改修の建物の大規模改修のための費用が集中し、最初の10年間の更新費用の平均は10億円をこえています。それ以降、費用は一時的に抑えられますが、平成45年ごろから建替えのための費用が増加していきます。

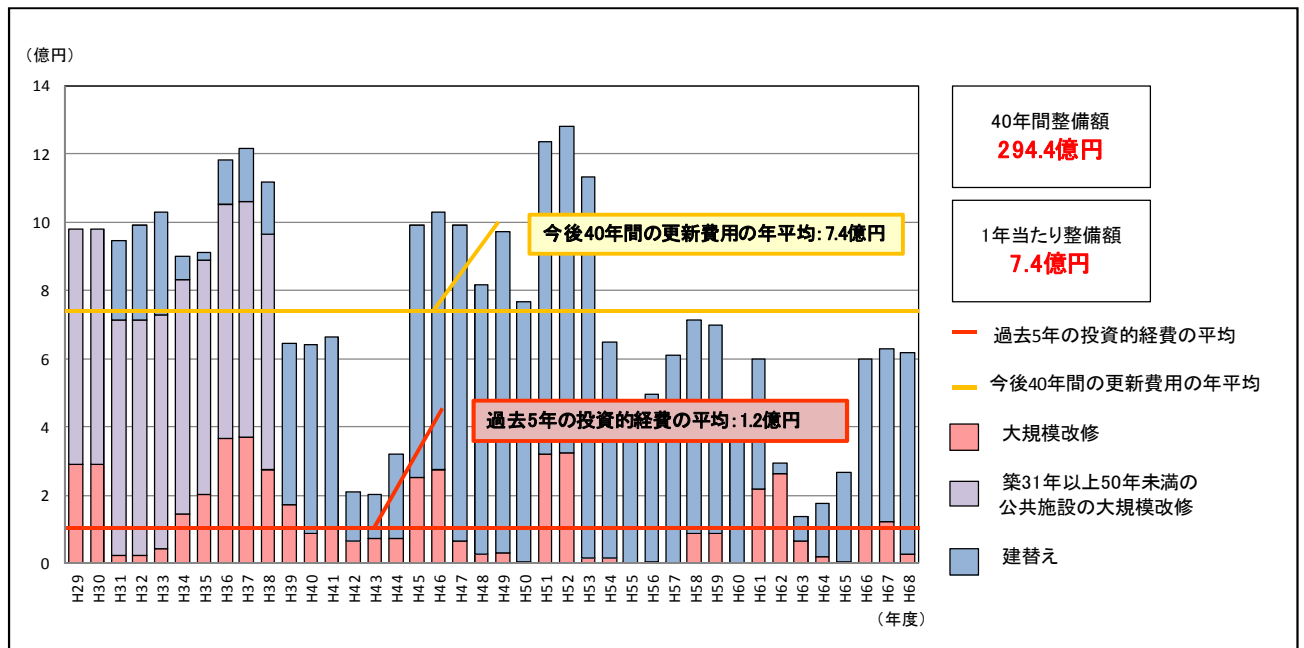


図 II-16 公共建築物の更新費用の見通し

(3) インフラ資産の将来更新費用の推計

インフラ資産の更新費用等については、過去5年間の平均が約4.4億円となっています。一方、今後40年間に発生する更新費用等の総額は約307.8億円となっており、年間の平均額は約7.7億円と試算されます。これは、過去5年間の費用に対して約1.8倍の額になります。なお、橋りょうの更新費用については、「吉野町橋梁長寿命化修繕計画」において試算された結果を採用しています。

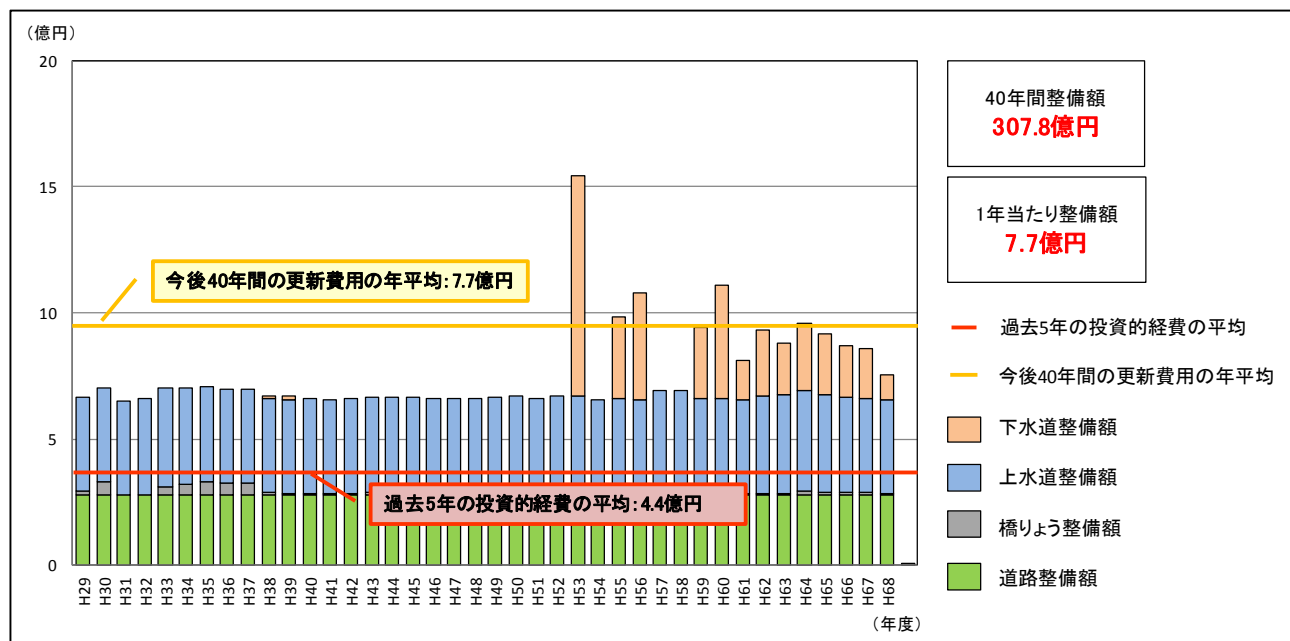


図 II-17 インフラ資産の更新費用の見通し

(4) 公共施設等全体の将来更新費用の推計

公共建築物・インフラ資産の全体の更新費用等については、今後40年間で約602.2億円が必要となり、年間の平均額は約15.1億円と試算されます。これは、過去5年間の平均費用約5.6億円の2.7倍の額になります。

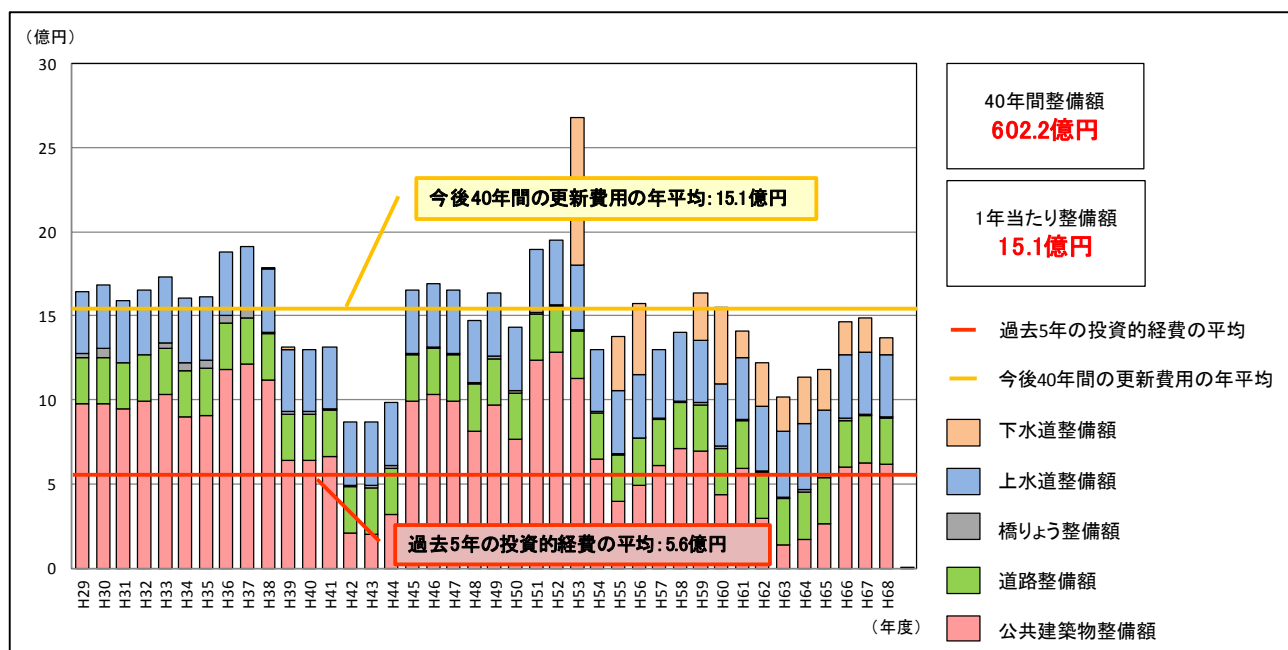


図 II-18 公共施設等全体の更新費用の見通し

5. 公共施設等を取り巻く現状と課題

(1) 公共施設等の老朽化に伴う更新費用の増大

本町の公共建築物については、昭和 40 年代後半から集中的に整備されており、建築後 30 年をこえる建築物は、全体の 7 割弱となっています。これらの建築物は、大規模改修が必要となり、更新費用の試算においても、最初の 10 年は更新費用の平均が 10 億円をこえる結果となっています。

このように、老朽化した建築物の更新費用の増大が懸念されます。

(2) 人口減少への対応

本町の国勢調査人口の推移をみると、昭和 30 年代の後半から減少を続けています。昭和 40 年には 17,625 人だったものが、平成 17 年には 9,984 人と 1 万人を割り込み、平成 27 年には、7,399 人まで減少しています。

「吉野町人口ビジョン（平成 27 年 10 月）」では、目標人口を平成 32 年に 7,000 人を維持し、その後は、平成 52 年に 4,500 人を下回らないよう、政策誘導を行うことが示されています。

今後も、深刻な人口減少が続く中、町民が安全・安心に暮らし続けることができるまちづくりを進めるため、真に求められる公共サービスを提供し、最適な施設配置や効率的な施設の管理・運営の方法を検討していく必要があります。

(3) 公共施設等の更新にかかる財政的な制約

本町の財政状況を見ると、人口減少等により自主財源である町税による収入は近年、緩やかな減少傾向にあります。今後も、人口減少が続くことが想定され、町税や地方交付税は減少するものと考えられます。一方で歳出については、増加傾向を示しており、経常収支比率は、平成 27 年度には 93.0%まで回復しましたが、依然として極めて硬直的な財政構造となっています。

このような財政状況にあるため、公共施設等の更新等にかかる投資的経費を確保することは極めて厳しいものになると考えられます。

(4) これからの公共施設等のあり方の検討

このような状況を踏まえると、現在、本町が保有する公共建築物・インフラ資産のすべてを将来的にも町民の皆様が安全に利用できる状態で維持し続けていくことは難しいと言わざるを得ません。

そのため、長期的な視点に立ち、公共施設の役割、求められる機能、町民のニーズの変化等を踏まえ、適正な施設規模とすることはもとより、施設の統廃合や複合化も含めて検討すると共に、現存施設の長寿命化などを計画的に実施し、財政的な負担を軽減・平準化するとともに、必要なサービスを提供し続けられる持続可能性の高い公共施設等のあり方を検討していく必要があります。

III. 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本方針

1. 計画期間

公共施設等の計画的な管理運営においては、中長期的な視点が不可欠となることから、計画期間は、平成 29 年度から平成 58 年度までの 30 年間とします。ただし、社会情勢の変化や取り組みの進捗状況を踏まえ、計画期間内であっても必要に応じて適宜見直しを行っていくものとします。

2. 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

(1) 総合管理計画策定についての基本的な考え方

① 現状や課題に関する基本認識

本町の公共施設等の課題に対応し、次世代に大きな負担を残さないため、健全な施設運営や将来の施設更新等を円滑に進めていくことが重要となります。以下に、現状や課題に関する基本認識を整理します。

(1) 将来のまちの姿にあった公共サービスの提供

厳しい財政制約の中で、人口の減少と高齢化が進むことを想定し、将来のまちの姿にあった公共サービスを提供するため、公共施設等の更新のあり方を検討する必要があります。

(2) 安全・安心・快適の確保

老朽化が進む公共施設等について、適切な維持管理により、安全・安心・快適に利用できるように保ち、できるだけ長期間使用できるように必要な対策を講じ、次世代に引き継いでいく必要があります。

(3) 「ハコモノありき」の行政サービスからの脱却

従来からの「ハコモノありき」を前提とした行政サービスから脱却し、ハードに頼らないサービスの提供や民間を活用したサービスの運用・展開等、柔軟な考え方による新たなサービスのあり方を考えていく必要があります。また、変化する住民のニーズにも対応した公共サービスの提供を進めながら、施設運営の効率化が必要となります。

② 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本方針

前述の現状や課題に関する基本認識を踏まえ、本町における公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本方針を以下の通り設定します。

基本方針1：施設総量の適正化

人口減少と高齢化社会に対応した公共施設の利用需要の変化や厳しい財政状況を鑑みて、施設の統廃合を行います。また、施設の更新時は、複合化・多機能化を進めることにより、施設総量を縮減し、適正化を図ります。

基本方針2：長寿命化の推進

「予防保全」の考え方による施設の点検と計画的な維持管理・修繕によるライフサイクルコストの縮減を図るため、施設の長寿命化を推進します。

基本方針3：公共サービスの質の維持・向上

指定管理者制度の活用による民間活力の導入や、地域との協働のもと、公共施設等の効率的・効果的な維持管理・運営に努め、公共サービスの質の維持・向上を図ります。

(2) 公共施設等の総量について

基本方針 1 に掲げた『施設総量の適正化』について、本町では、人口減少の進行が予想されるものの、町域が広く、防災面・各施設の建設経緯を考慮すると、単純に人口が減ったからといって、それに応じて集会施設、水道施設などの施設の統廃合を進めることは難しい状況です。現状の本町の町民 1 人あたりの公共建築物の延床面積 8.41 m²は、全国平均や県内類似団体に比べ多い状況ではあるものの、上述の理由からこの数値を今後維持することは非常に厳しい状況です。

このことを踏まえ、本町としては、現状の町民 1 人あたりの延床面積にこだわらず、公共建築物における現在の延床面積の総量（約 63,573 m²）を、今後 30 年間で 5%（約 3,179 m²）～30%（約 19,072 m²）削減することを目指します。

**公共建築物の保有量(延床面積)を 30 年間で
5%(約 3,179 m²)～30%(約 19,072 m²)削減**

なお、インフラ資産については、町民の生活や生活基盤を支えていくうえで必要不可欠なものであり、公共建築物と同様に複合化や統廃合による数量の削減は適切とは言えません。このため、長寿命化や適切な維持管理・補修により、安全確保に努めつつライフサイクルコストの圧縮を目指すものとして、保有量の削減目標は設定しません。

(3) 実施方針

① 点検・診断等の実施方針

公共施設等は、利用状況、自然環境等に応じ、劣化や損傷の進行は施設毎に異なります。各施設の特性を考慮したうえで、定期的な点検・診断により施設の状態を正確に把握し、その結果に基づき、必要な対策を適切な時期に、着実かつ効率的・効果的に実施します。

② 維持管理・修繕・更新等の実施方針

従来は、劣化等による故障の度に必要な修繕を行ってきましたが、大規模な修繕や更新をできるだけ回避するため、施設特性を考慮のうえ、安全性や経済性を踏まえつつ、損傷が軽微である早期段階に予防的な修繕等を実施することで、機能の保持・回復を図る予防保全型維持管理の導入を推進し、ライフサイクルコストの平準化に努めます。

また、維持管理については、指定管理者制度の活用やPPP※/PFI※等の事業手法を用いた民間活力の導入に向けた検討も行っていきます。さらには、広域連携や集会所等の小規模な施設の地域移管、あるいは必要に応じて利用・使用料の見直しを行うなど、総合的な施策を実施していくこととします。

※PPP（パブリック・プライベート・パートナーシップ：公民連携）：公民が連携して公共サービスの提供を行うスキームです。PPPの中には、PFI、指定管理者制度、市場化テスト、公設民営（DBO）方式、さらに包括的民間委託、自治体業務のアウトソーシング等も含まれます。

※PFI（プライベート・ファイナンス・イニシアティブ）：PPPの代表的な手法の一つです。公共施工等の設計、建設、維持管理及び運営に、民間の資金とノウハウを活用し、公共サービスの提供を民間主導で行うことで、効率的かつ効果的な公共サービスの提供を図るという考え方です。

③ 安全確保の実施方針

点検・診断等により高度の危険性が認められた施設については、立入禁止措置等により安全確保に努めます。

また、老朽化等により供用廃止が決定した施設について、今後も利用見込みのない施設については、解体の検討を行います。

④ 耐震化の実施方針

公共建築物の多くは、災害時には避難場所等として活用され、応急活動の拠点となるほか、庁舎等では災害対策指示の拠点となることから、耐震化の促進に取り組む必要があります。

『吉野町耐震改修促進計画』に基づき、平常時の利用者の安全確保だけでなく、災害時の拠点施設としての機能確保の観点からも、利用状況や危険度等を踏まえ、計画的に耐震化を促進していきます。

III 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本方針

⑤ 長寿命化の実施方針

「点検・診断等の実施方針」及び「維持管理・修繕・更新等の実施方針」に示した通り、早期に健全度を把握し、予防的な修繕等の実施を徹底することにより事業費の大規模化及び高コスト化を回避し、機能面から長寿命化を図り、ライフサイクルコストの縮減を進め、財政負担の抑制と平準化に努めます。

⑥ 統合や廃止の推進方針

人口減少や利用状況等に照らして、必要性が低くなっている公共施設等については、議会や住民との調整を十分図った上で、用途廃止・撤去の検討を進めます。また、類似・重複した機能を有する施設は、改築に際して、周辺類似施設の集約化による機能統合を検討します。

用途廃止や統廃合、集約化による空き施設については、可能な限り用途転用することにより、既存施設の改築費の抑制を図ります。廃止する施設については、安全面に配慮して、速やかに取り壊しを行います。また、解体後は、土地の売却を進めます。

⑦ 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

公共施設等の計画的な管理を推進していくにあたり、公共施設の総量を管理し、効果的に進行管理を実施していくため、所管部署が連携した全庁的な推進体制づくりを行います。

IV. 公共建築物における施設類型ごとの管理に関する基本方針

1. 町民文化系施設の管理に関する基本方針

(1) 施設整備状況

町民文化系施設の整備状況は、以下の通りです。

表 IV-1 町民文化系施設の一覧

施設名	所在地	配置形態	代表建築年度	大規模改修年度	総延床面積 (㎡)	構造
吉野町中央公民館	上市133	併設	1973		3710	鉄筋コンクリート
国栖分館	国栖88	単独	1967		50	木造
佐々羅分館	佐々羅440-1	単独	1973		225	鉄筋コンクリート
河原屋分館	河原屋139	単独	2001		239	木造
志賀分館	志賀865-4	単独	1976		193	鉄骨造
中村分館	柳623-3	単独	1979		129.96	木造
藤田分館	飯貝1098-4	単独	1983		108.3	木造
国栖公民館	新子281	単独	1972	1992	384	鉄筋コンクリート
丹治公民館	丹治946-2	単独	1984		399.74	鉄骨造
小名集会所	小名152-1	単独	2000		151.54	木造
色生生活改善センター	色生290-1	単独	1977		155	鉄骨造
三茶屋生活改善センター	三茶屋333-3	単独	1980		140	木造
入野生活改善センター	入野746	単独	1980		115	鉄筋コンクリート
千股生活改善センター	千股354-1	単独	1980		181	鉄骨造
南国栖自治会館	南国栖140-1	単独	2003		199	木造
中荘総合研修会館	宮滝229-2	単独	1980		334	鉄筋コンクリート
殿川多目的集会場	小名1422-1	単独	1982		64	木造
香束多目的集会場	香束643-1	単独	1984		163	木造
喜佐谷多目的研修会館	喜佐谷152-1	単独	1985		99	木造
西谷農事集会所	西谷767-2	単独	1991		231	木造
佐々羅農事集会所	佐々羅119-2	単独	1993		135.64	木造
峰寺多目的集会所	峰寺23	単独	1992		132	木造
御園多目的集会所	御園362	単独	1993		162	木造
平尾研修会館	平尾359-1	単独	1994		215	木造
山口研修会館	山口485-3	単独	1994		224	木造

Ⅳ 公共建築物における施設類型ごとの管理に関する基本方針

施設名	所在地	配置形態	代表建築年度	大規模改修年度	総延床面積 (㎡)	構造
左曽交流促進センター	左曽80-1	単独	1995		501	木造
南大野八坂会館	南大野224-2	単独	1998		325.39	鉄筋コンクリート
三津ひばり会館	三津112	単独	2000		109.09	木造
立野集会所	立野161	単独	1960	2003	211	木造
上之町集会所	上市28-1	単独	1960		158	木造
田尻金照会館	柳267-1	単独	2006		215	木造
別所ふれあいホール	柳739-1	単独	2002		109	木造
菜摘ふれあいセンター	菜摘237-1	単独	1999		169.56	木造
新子清水ふれあいセンター	新子355	単独	2003		249	木造
中竜門ふれあいセンター	柳1635-1	単独	1976		298	鉄筋コンクリート
龍門総合会館	佐々羅174-1	併設	1980		454.5	鉄筋コンクリート
吉野山ビジターセンター	吉野山2430	単独	1978	2009	656	鉄筋コンクリート
吉野山ふるさとセンター	吉野山2548	併設	1992		2235.71	鉄筋コンクリート・鉄骨造・木造
コミュニティセンター つぶろ	河原屋468	単独	1995		182	木造

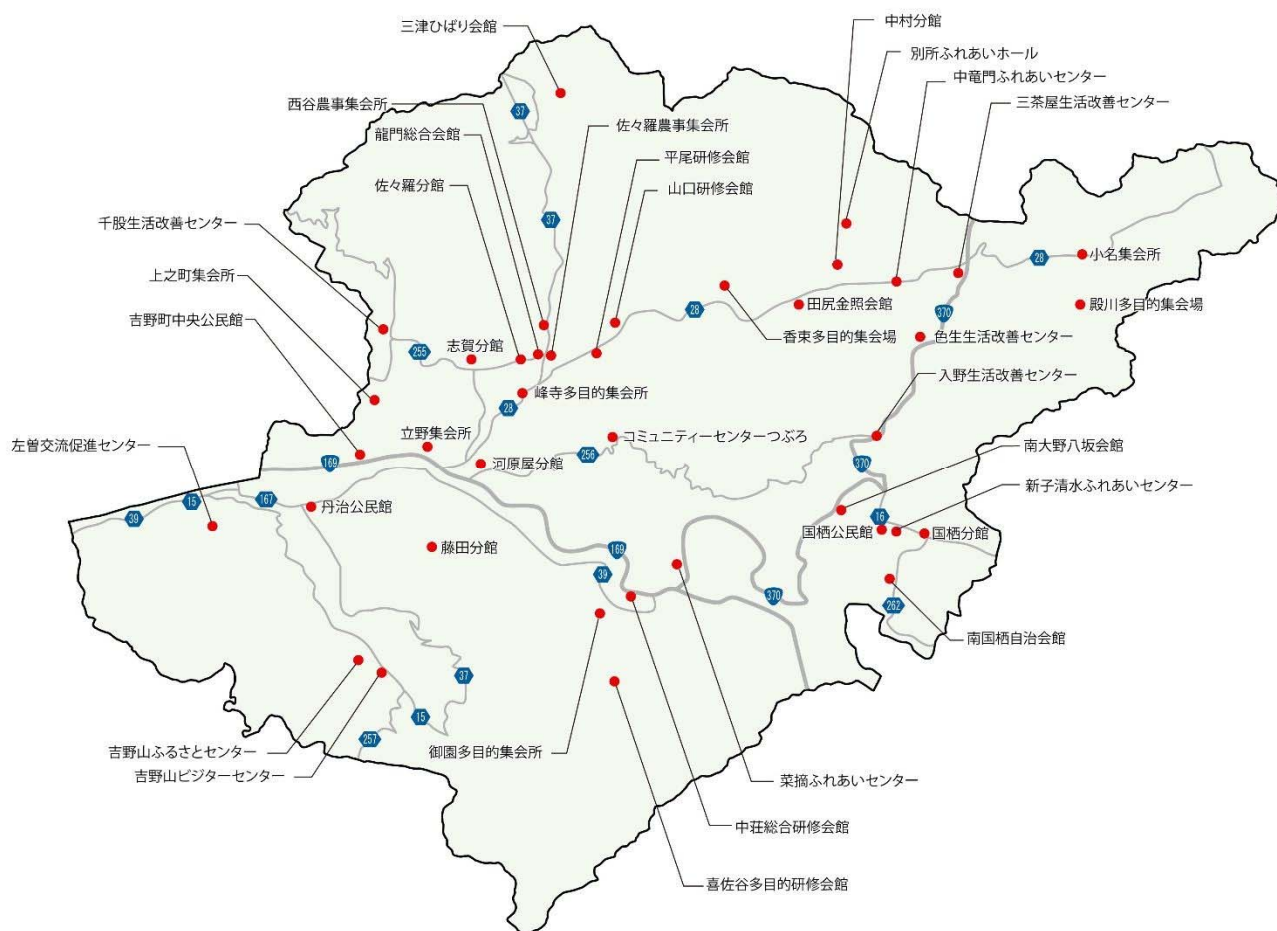


図 IV-1 町民文化系施設位置図

(2) 管理に関する方針

① 現状と課題

本町が保有する公共建築物のうち、町民文化系施設の割合が最も多く22.0%をしめています。施設規模・構造をみると、木造の小規模建物が多く、地域の集会所や自治会館等が多くなっています。築30年を超える建築物の割合は、58.7%（延床面積の比率）となり、老朽化が進んでいる施設も多くなっています。

② 管理方針

公民館・交流会館等は、利用者の安全を最優先した維持管理に努めるとともに、老朽化した施設は、利用者数や地域の特性を踏まえつつ、同じ目的を有する施設への集約化・複合化等計画的な再編を検討します。ただし、集会所や自治会館等の施設は災害時の避難施設になるため、再編の検討にあたっては慎重に行います。

2. 社会教育系施設の管理に関する基本方針

(1) 施設整備状況

社会教育系施設の整備状況は、以下の通りです。

表 IV-2 社会教育系施設の一覧

施設名	所在地	配置形態	代表建築年度	大規模改修年度	総延床面積 (㎡)	構造
国栖奏伝習所	南国栖761-1	単独	1981	2014	61	木造
吉野歴史資料館	宮滝348	単独	1996		532	鉄筋コンクリート



図 IV-2 社会教育系施設位置図

(2) 管理に関する方針

① 現状と課題

本町が保有する公共建築物のうち、社会教育系施設のしめる割合は、0.9%と少なくなっています。昭和56年度建築の国栖奏伝習所は、平成26年度に大規模改修が実施されており、社会教育系施設の2施設はいずれも新耐震基準となっています。

② 管理方針

計画的な点検・維持補修により、長寿命化に努めます。

3. スポーツ・レクリエーション系施設の管理に関する基本方針

(1) 施設整備状況

スポーツ・レクリエーション系施設の整備状況は、以下の通りです。

表 IV-3 スポーツ・レクリエーション系施設の一覧

施設名	所在地	配置形態	代表建築年度	大規模改修年度	総延床面積 (㎡)	構造
吉野町野外活動拠点施設	宮滝103	併設	1975	1996	2672.9	鉄筋コンクリート・コンクリートブロック 等
吉野運動公園	山口910他	併設	1979		4306	鉄骨鉄筋コンクリート等
吉野運動公園多目的広場	山口971-1	併設	1987		610	鉄筋コンクリート
吉野レストハウス	山口799-3	単独	1983		238	鉄骨造
津風呂展望台	平尾491-26	単独	1965		249.42	鉄筋コンクリート
宮滝河川交流センター	宮滝82-1	単独	2002		269	木造
みどりの村	上市2400他	併設	1984		159	木造
高城山休憩所	吉野山1620	併設	1987		308	鉄骨造
吉野見附三茶屋	三茶屋328-1	併設	1996		661	木造

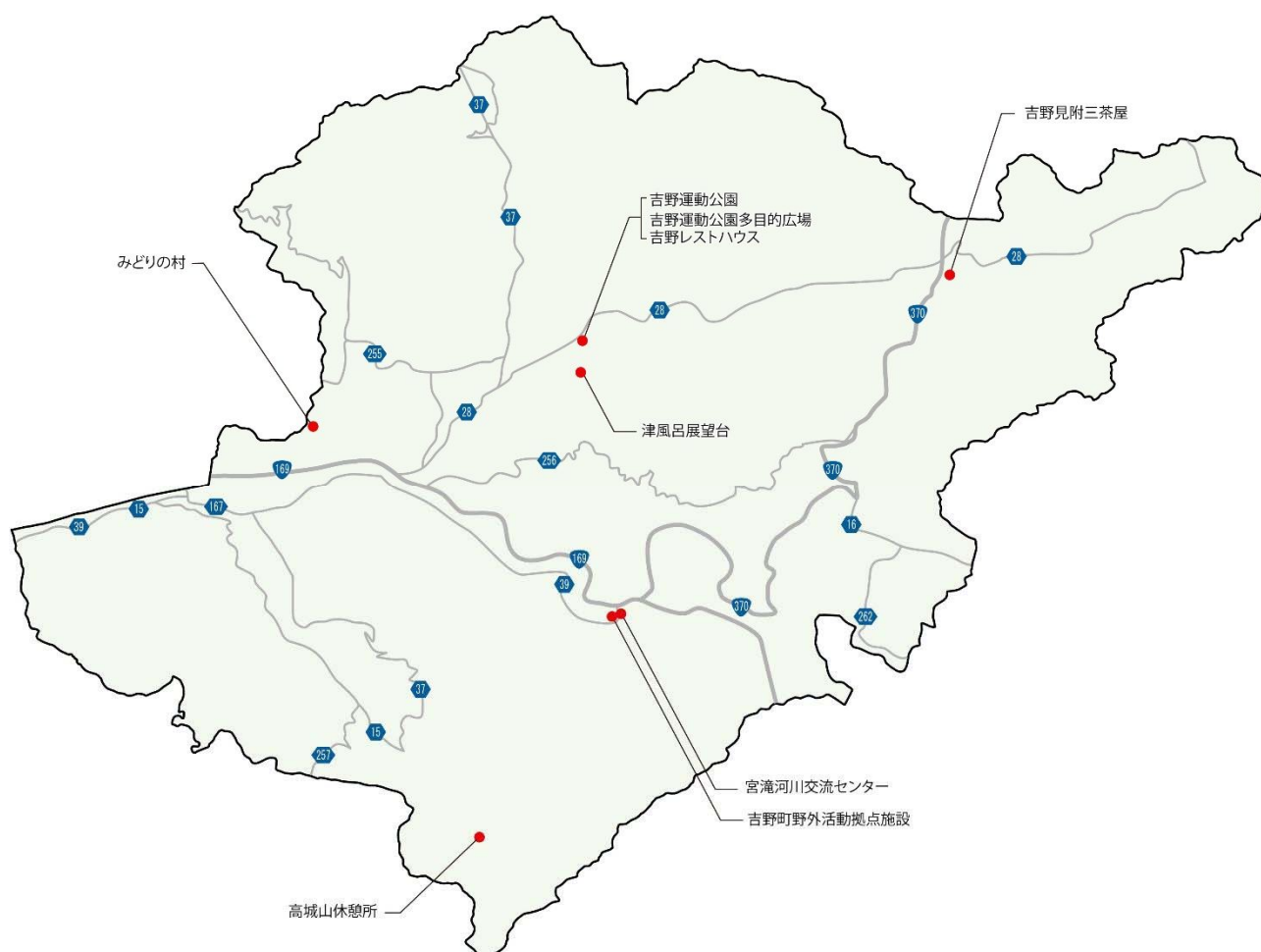


図 IV-3 スポーツ・レクリエーション系施設位置図

(2) 管理に関する方針

① 現状と課題

本町が保有する公共建築物のうち、スポーツ・レクリエーション系施設のしめる割合は、14.9%と比較的多くなっています。また、築30年を超える建築物の割合は、57.4%（延床面積の比率）をしめ、老朽化が進んでいる施設も多くなっています。中でも、体育館のように規模の大きな建物は、更新費用が大きく、計画的な改修・修繕が必要となります。

② 管理方針

町内唯一のスポーツ施設である吉野運動公園については、利用状況等を踏まえ、吉野運動公園長寿命化計画を元に計画的な点検・修繕による長寿命化を図ります。また、レクリエーション施設については、利用者の安全を考慮し、定期的な点検や補修により長寿命化を図ります。

4. 産業系施設の管理に関する基本方針

(1) 施設整備状況

産業系施設の整備状況は、以下の通りです。

表 IV-4 産業系施設の一覧

施設名	所在地	配置形態	代表建築年度	大規模改修年度	総延床面積 (㎡)	構造
檜尾林業研修会館	檜尾126-2	単独	1983		120	木造
橋屋林業研修会館	橋屋202-7	単独	1984	1999	200	鉄骨造
吉野町和紙生産施設共同作業場	窪垣内525-1	単独	1991		105	木造
佐々羅磨丸太共同作業場	峰寺393-1	単独	1979		165	鉄骨造
柳共同作業場	柳1697-1	単独	1976		162	鉄骨造

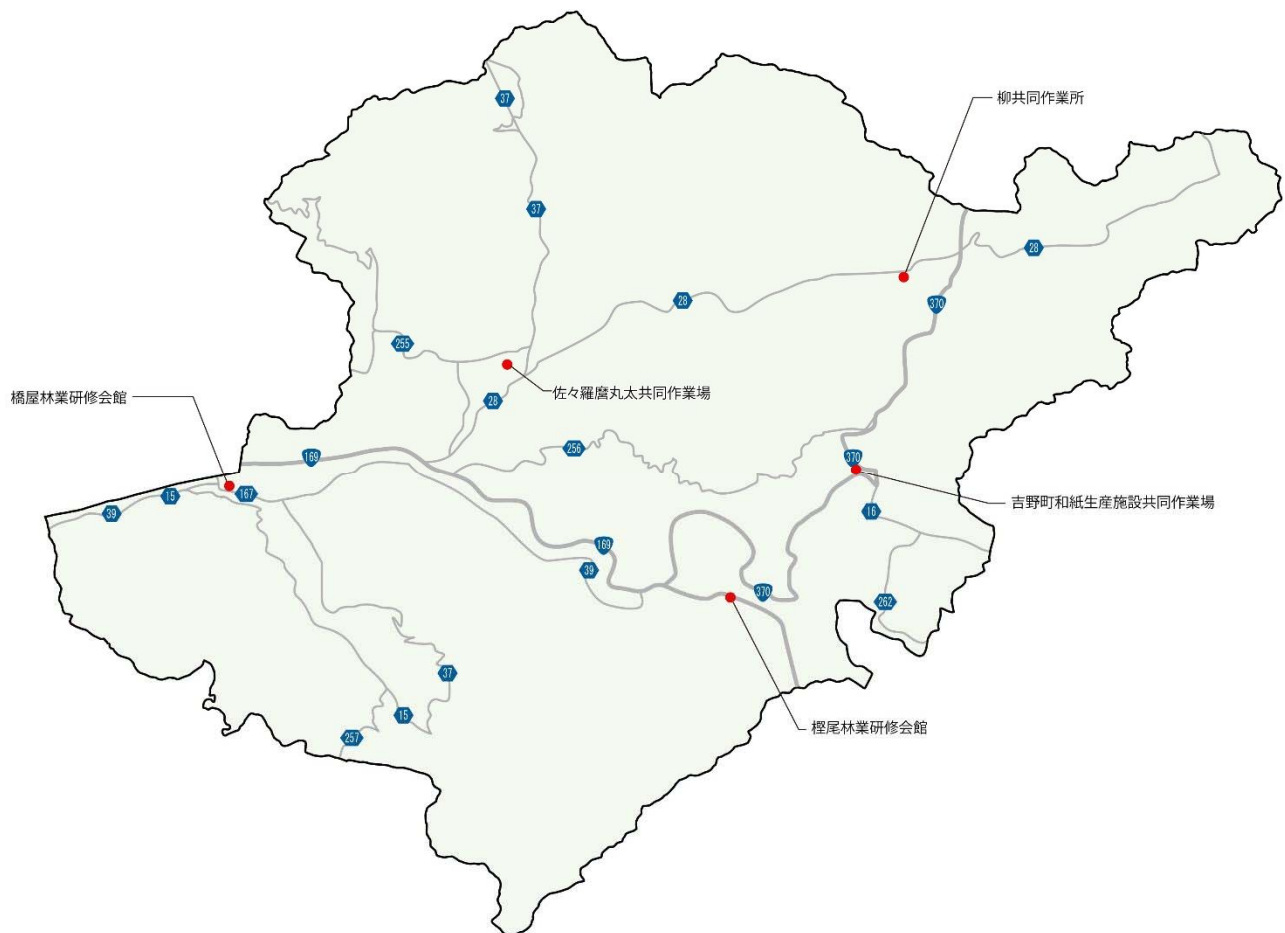


図 IV-4 産業系施設位置図

(2) 管理に関する方針

① 現状と課題

本町が保有する公共建築物のうち、産業系施設のしめる割合は1.2%と少なくなっています。また、築30年を超える建築物の割合は、86.0%（延床面積の比率）をしめ、老朽化が進んでいる施設も多くなっています。中でも、旧耐震基準である「佐々羅磨丸太共同作業場」「柳共同作業場」はいずれも耐震診断が未実施となっています。

② 管理方針

研修会館のうち、会議室等は、公民館や集会所など類似の用途を有する施設と集約化するなど、施設の更新時期にあわせて施設の保有量の削減を検討します。

5. 学校教育系施設の管理に関する基本方針

(1) 施設整備状況

学校教育系施設の整備状況は、以下の通りです。

表 IV-5 学校教育系施設の一覧

施設名	所在地	配置形態	代表建築年度	大規模改修年度	総延床面積 (㎡)	構造
吉野中学校	河原屋200	併設	1963	2000・2009	5045	木造・鉄筋コンクリート
吉野小学校	上市2298	複合	1967	1995・1996・1997・2010	5054.52	鉄筋コンクリート・鉄骨造 等
吉野北小学校	平尾87	併設	1980	2003・2010	3917	鉄筋コンクリート・鉄骨造 等



図 IV-5 学校教育系施設位置図

(2) 管理に関する方針

① 現状と課題

本町が保有する公共建築物のうち、学校教育系施設のしめる割合は、22.0%と多くなっています。築30年を超える建築物の割合は、54.2%（延床面積の比率）をしめしますが、吉野北小学校の校舎の一部及び体育館は平成15年に、吉野中学校の校舎は平成21年にそれぞれ建て替えられており、築年数が経過している施設についても、耐震補強及び大規模改修が実施されています。

② 管理方針

計画的な点検・修繕等を行い、安全に利用できる環境の確保を最優先しつつ、児童・生徒数の減少に伴い、空き教室の増加が想定されるため、施設の適正規模を検討します。

6. 子育て支援施設の管理に関する基本方針

(1) 施設整備状況

子育て支援施設の整備状況は、以下の通りです。

表 IV-6 子育て支援施設の一覧

施設名	所在地	配置形態	代表建築年度	大規模改修年度	総延床面積 (㎡)	構造
よしのこども園	飯貝465-1 他	併設	1976		1,201	鉄骨造・鉄筋コンクリート
わかばこども園	柳542	併設	1981	2002・2010	447	鉄筋エンクリート・木造
佐々羅児童館	佐々羅425	単独	1977	1996	234.04	鉄骨造
柳児童館	柳1390-1	複合	1984		256	鉄筋エンクリート
吉野学童保育所	上市2298	複合	2011		192.48	鉄筋エンクリート
吉野北学童保育所	平尾87	単独	1980	2011	403.7	鉄筋エンクリート



図 IV-6 子育て支援施設位置図

(2) 管理に関する方針

① 現状と課題

本町が保有する公共建築物のうち、子育て支援施設のしめる割合は、4.3%と少なくなっています。また、築30年を超える建築物は、91.7%（延床面積の比率）をしめ、老朽化が進んでいる施設も多くなっています。

② 管理方針

こども園については、倉庫など一部の建物を除いて耐震診断・補強が実施されています。

大規模改修を実施していない老朽化した建物については、利用者の安全を最優先しつつ、定期的な点検・修繕等により長寿命化を図るとともに、利用者数等を踏まえ、施設の適正規模を検討します。

7. 保健・福祉施設の管理に関する基本方針

(1) 施設整備状況

保健・福祉施設の整備状況は、以下の通りです。

表 IV-7 保健・福祉施設の一覧

施設名	所在地	配置形態	代表建築年度	大規模改修年度	総延床面積 (㎡)	構造
佐々羅老人憩の家	峰寺481	単独	1977	1987	188.91	木造
柳老人憩の家	柳1390-1	複合	1984		141	鉄筋コンクリート
上之町老人憩の家	上市81-2	単独	1982		135	鉄骨造
六田老人憩の家	六田1218	単独	1978		142.36	鉄骨造
本町老人憩の家	上市338	単独	1995		136.28	木造
尾仁山老人憩の家	上市2067-4	単独	1982		238	鉄骨造
檜井老人憩の家	檜井388	単独	1989		198	木造
飯貝老人憩の家	飯貝578	単独	1986		199.37	鉄骨造
吉野町老人福祉センター	檜井583	併設	1976	1995	1375	鉄骨造

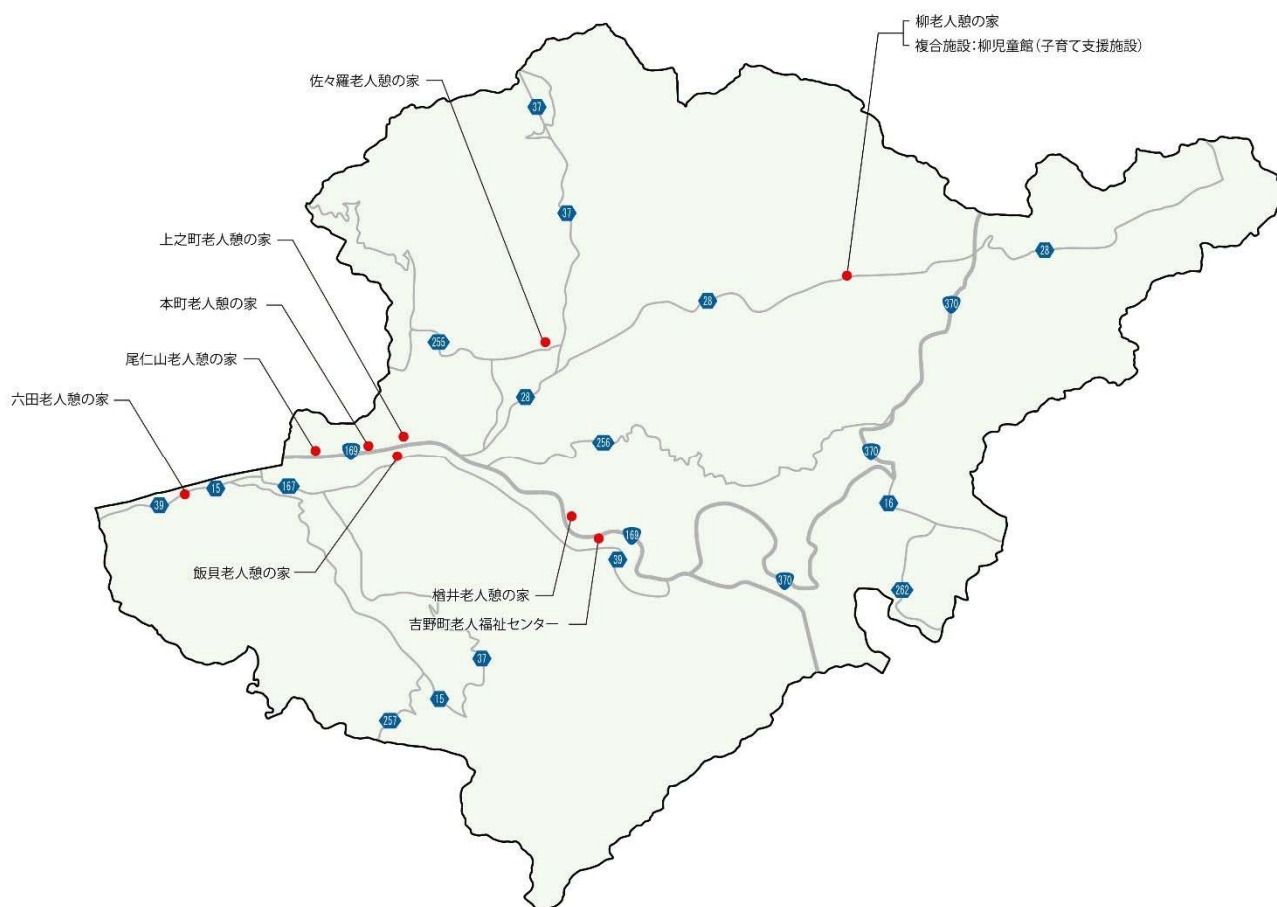


図 IV-7 保健・福祉施設位置図

(2) 管理に関する方針

① 現状と課題

本町が保有する公共建築物のうち、保健・福祉施設のしめる割合は、4.3%と少なくなっています。また、築30年を超える建築物の割合は、87.9%（延床面積の比率）をしめ、老朽化が進んでいる施設も多くなっています。

② 管理方針

老人憩の家については、利用者の安全を最優先した維持管理に努めるとともに、老朽化した施設は、利用者数、地域の特性を踏まえつつ、同じ目的を有する施設への集約化・複合化等計画的な再編を検討します。ただし、老人憩の家は災害時の避難施設になるため、再編の検討にあたっては慎重に行います。

8. 行政系施設の管理に関する基本方針

(1) 施設整備状況

行政系施設の整備状況は、以下の通りです。

表 IV-8 行政系施設の一覧

施設名	所在地	配置形態	代表建築年度	大規模改修年度	総延床面積 (㎡)	構造
役場庁舎	上市80-1	併設	1959		1972	鉄筋コンクリート・鉄骨造 等
飯貝庁舎	飯貝1217-6	単独	1998		307.14	鉄骨造
吉野町教育委員会庁舎	上市77-1	単独	1961		143	木造



図 IV-8 行政系施設位置図

(2) 管理に関する方針

① 現状と課題

本町が保有する公共建築物のうち、行政系施設のしめる割合は、3.8%と少なくなっています。また、築30年を超える建築物の割合は、87.3%（延床面積の比率）をしめています。

② 管理方針

災害発生時には、応急復旧等の拠点ともなる庁舎については、計画的な保全により施設の長寿命化を図りながら、安全を確保します。

9. 公営住宅の管理に関する基本方針

(1) 施設整備状況

公営住宅の整備状況は、以下の通りです。

表 IV-9 公営住宅の一覧

施設名	所在地	配置形態	代表建築年度	大規模改修年度	総延床面積 (㎡)	構造
上柳町営住宅	柳1537-1	単独	1974		508.8	鉄骨造
佐々羅町営住宅	佐々羅298	単独	1974		415.5	鉄骨造
吉野駅前町営住宅	吉野山327	併設	1976		2339.73	鉄骨造・鉄筋コンクリート
飯貝町営住宅	飯貝1222	単独	1981		1517.83	鉄骨造
燦上市	上市2060-1	併設	1993		741	鉄筋コンクリート
神宮駅前町営住宅	丹治127	単独	1975	2013	1906.33	鉄骨造
上市駅東口町営住宅	上市1800	併設	1984		3319.2	鉄骨造
河原屋町営住宅	河原屋421他	併設	1970		1652.16	鉄骨造
河原屋定住促進住宅	河原屋108	併設	2016		1035.49	木造



図 IV-9 公営住宅位置図

(2) 管理に関する方針

① 現状と課題

本町が保有する公共建築物のうち、公営住宅のしめる割合は、21.1%と多くなっています。築 30 年を超える老朽化した建築物の割合は、86.8%（延床面積の比率）をしめ、旧耐震基準の建築物については、耐震調査を実施し、基準に満たない住宅は必要な耐震補強を実施しています。

また、定住人口の増加を図るため、定住促進住宅の整備を進めています。

② 管理方針

昭和 45 年から順次整備された老朽化した公営住宅については、入居者の安全を最優先しつつ、公営住宅長寿命化計画に基づき、計画的な修繕を行い施設の長寿命化を図ります。定住促進住宅についても、適正に維持管理を行います。

10. 水道・下水道施設の管理に関する基本方針

(1) 施設整備状況

水道・下水道施設の整備状況は、以下の通りです。

表 IV-10 水道施設の一覧

施設名	所在地	配置形態	代表建築年度	大規模改修年度	総延床面積 (㎡)	構造
飯貝浄水場	飯貝1209-1	単独	1972		65.28	鉄筋コンクリート
吉野山簡易水道施設浄水場	吉野山2204	単独	2015		378	鉄筋コンクリート
南大野簡易水道施設浄水場	南大野477	単独	1983		16.47	鉄筋コンクリート
国栖簡易水道施設浄水場	国栖504外	単独	1990		114	鉄筋コンクリート
三色野簡易水道施設浄水場	入野508	単独	1991		68.16	鉄筋コンクリート
新柳簡易水道施設浄水場	柳967	単独	2010		119	鉄骨造
香束簡易水道施設浄水場	香束577-2	併設	1992		64.75	コンクリートブロック・鉄骨造
西谷簡易水道施設浄水場	西谷1249-1	単独	2007		80	鉄骨造
喜佐谷簡易水道施設浄水場	喜佐谷1434	単独	2000		55	鉄骨造
三津簡易水道施設浄水場	三津218	単独	1997		21	鉄筋コンクリート

表 IV-11 下水道施設の一覧

施設名	所在地	配置形態	代表建築年度	大規模改修年度	総延床面積 (㎡)	構造
香束地区農業集落排水施設	香束11199	単独	1996		123	鉄筋コンクリート

IV 公共建築物における施設類型ごとの管理に関する基本方針

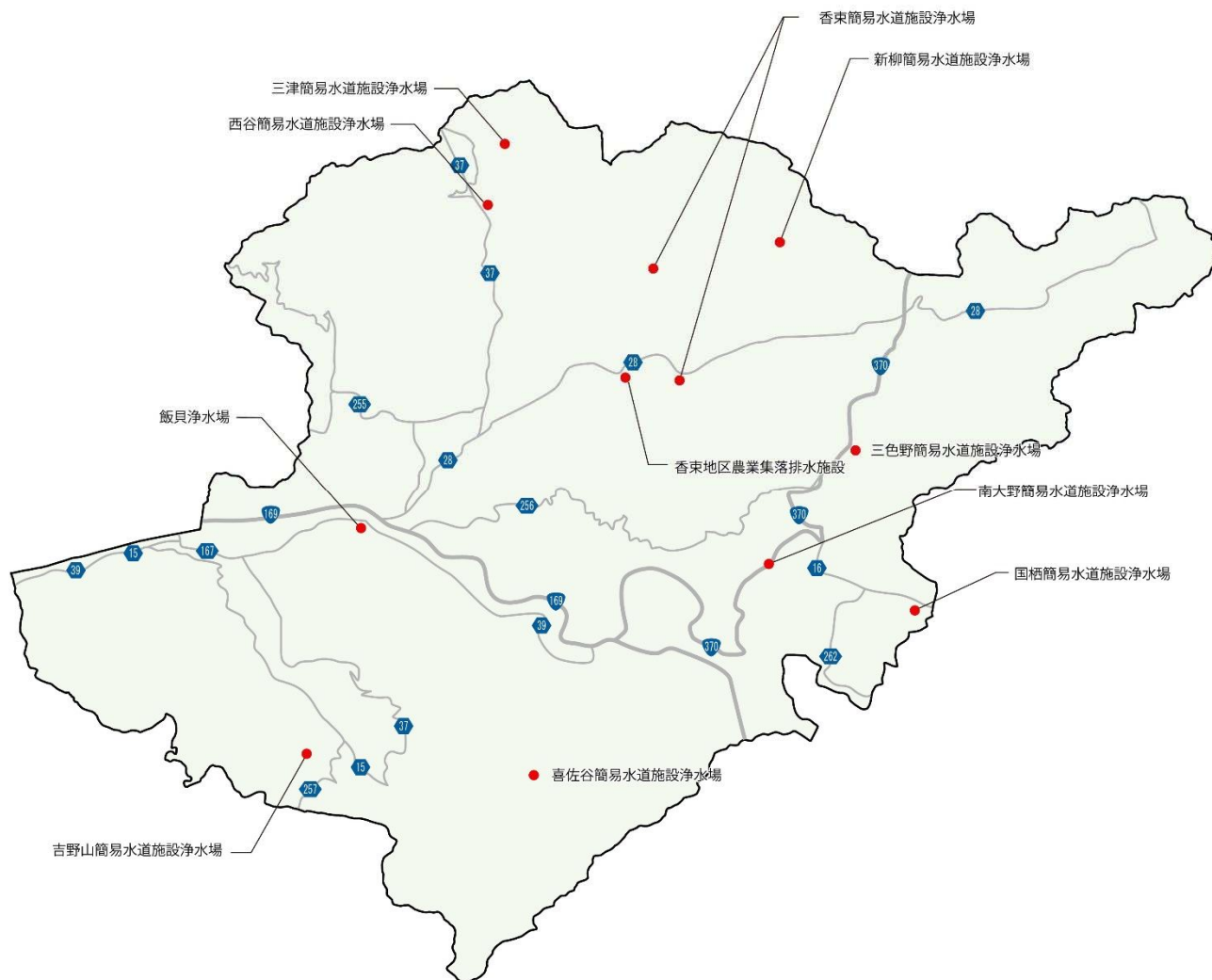


図 IV-10 水道施設・下水道施設位置図

(2) 管理に関する方針

① 現状と課題

本町が保有する公共建築物のうち、水道施設のしめる割合は 1.5%、下水道施設のしめる割合は 0.2%といずれも少なくなっています。また、水道施設のうち、築 30 年を超える建築物の割合は、46.8%（延床面積の比率）となっています。下水道施設は、香東地区農業集落排水施設の 1 施設のみ、保有しており、築年数は 30 年未満です。

② 管理方針

水道・下水道施設については、計画的な保全により施設の長寿命化を図ります。

11. その他の管理に関する基本方針

(1) 施設整備状況

その他の整備状況は、以下の通りです。

表 IV-12 その他の一覧

施設名	所在地	配置形態	代表建築年度	大規模改修年度	総延床面積 (㎡)	構造
旧中荘幼稚園	宮滝101-1	単独	1975		345	鉄骨造
吉野山ふるさとセンター・プールのハウス	吉野山2548	単独	1998		75.6	木造
中竜門事務倉庫(旧JA支所)	柳523-1	併設	1984		229.83	鉄筋コンクリート・鉄骨造
旧国栖幼稚園	窪垣内49-1	単独	1977		403	鉄骨造
旧国栖小学校	窪垣内49-2	併設	1971		582	鉄筋コンクリート・木造
コミュニティビジョン吉野	山口971-2	単独	1996		342	鉄骨鉄筋コンクリート
吉野神宮駅前駐車場	丹治153-2	単独	1992		36	鉄骨造
千股せせらぎ公園	千股676	単独	2003		14	鉄骨鉄筋コンクリート
吉野見附三茶屋・公衆便所	三茶屋315-2	単独	1996		34	木造
木の子広場公衆便所	平尾697-4	単独	1992		23	木造
吉野運動公園公衆便所	山口885-1	併設	1979		71	鉄筋コンクリート・コンクリートブロック
平尾公衆便所	平尾933	単独	1962		10	コンクリートブロック
津風呂公衆便所	峰寺13-2	単独	1978		16	木造
上千本公衆便所	吉野山1371-1	単独	1995		38	木造
喜佐谷公衆便所	喜佐谷71-2	単独	1995		28	木造
山口バイオトイレ	山口1507-1	単独	2013		19	その他
コミュニティセンターつぶろ・バイオトイレ	河原屋468	単独	2014		8	その他

IV 公共建築物における施設類型ごとの管理に関する基本方針

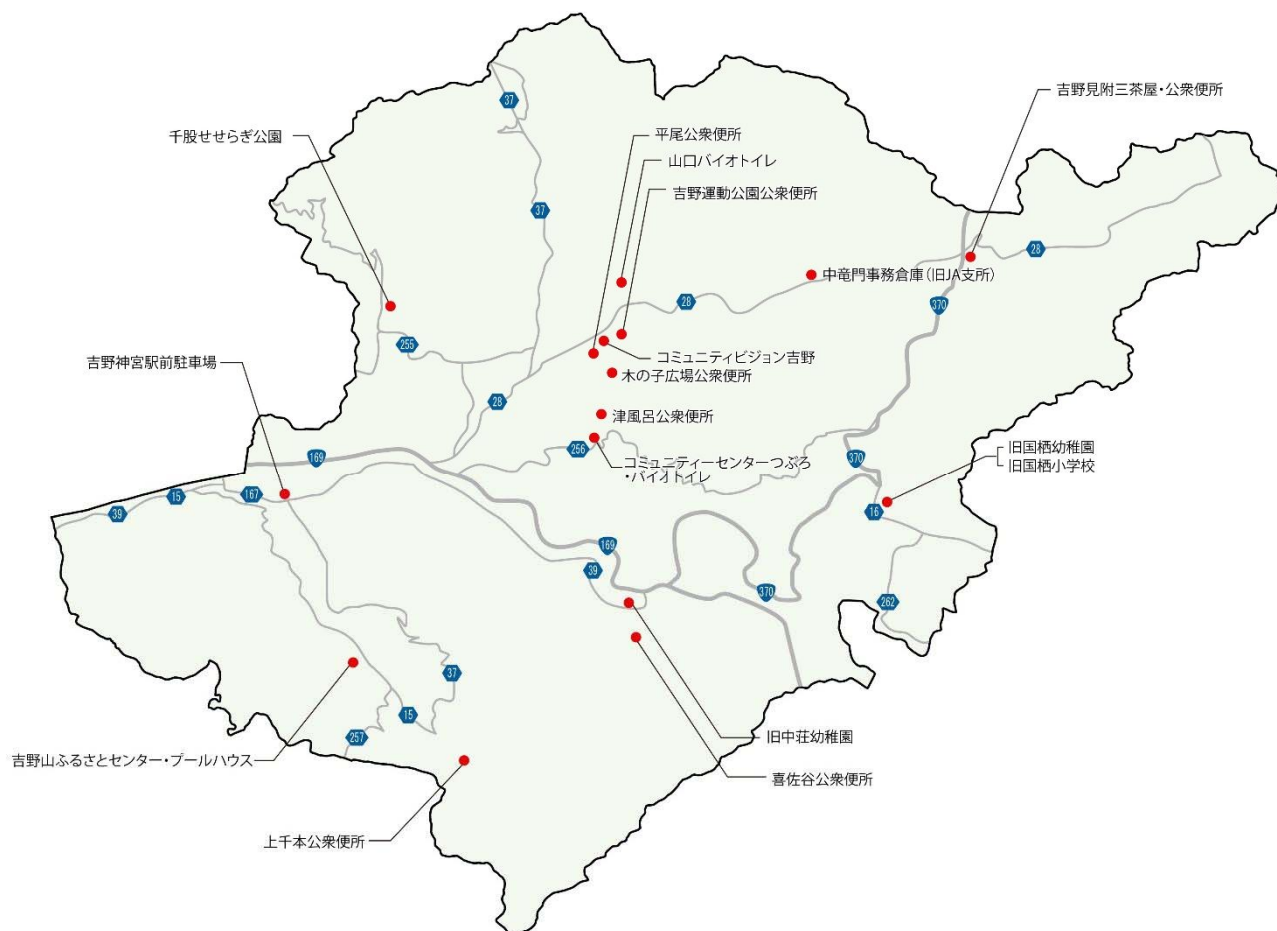


図 IV-11 その他施設位置図

(2) 管理に関する方針

① 現状と課題

本町が保有する公共建築物のうち、その他施設のしめる割合は、3.6%と少なくなっています。旧小学校、幼稚園のほかに、本町には観光資源が豊富に有り町内に散在しているため公衆便所が多くなっています。また、築30年を超える建築物の割合は、72.8%（延床面積の比率）をしめ、老朽化が進んでいる施設も多くなっています。

② 管理方針

公衆便所などは、計画的な保全により、施設の長寿命化を図ります。

V. インフラ資産における管理に関する基本方針

インフラ資産は町民の暮らしを支える基盤であり、利用者の安全性が確保されるとともに、地域格差なく、安定的に供給される必要があります。しかし、維持管理に大きなコストが必要となるため、日常的・定期的な点検・診断結果に基づいて効率的・効果的な維持管理方法の検討や計測機器・センサー等を用いた劣化箇所の検出・修繕など新しい技術の導入を図ることにより、長期的な視点で維持管理コストを平準化・適正化する必要があります。

1. 道路の管理に関する基本方針

町道については、今後の過疎化や高齢化の加速を見据え、歩車道の段差解消等に配慮しながらも、だれもが快適に歩ける道づくりや維持管理が容易な道路への改良を進めます。

また、長期間の利用により舗装に轍等が生じている損耗が激しい路線については、通行車両の安全確保のため、舗装の修繕を行うとともに、老朽化する「トンネル」「カルバート」についても、個別施設計画を策定し、計画的な修繕を行い、安全で快適な道路づくりを進めます。

林道は、長期間の利用等による損耗が激しい路線から順に修繕・改修・補強等を行い、通行車両の安全確保を図ります。

2. 橋りょうの管理に関する基本方針

橋りょうは、「橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、損耗の度合いが大きい橋梁から順に改修・補強を行い、通行車両の安全確保を図ります。

林道橋は、長期間の利用等による損耗が激しい橋梁から順に修繕・改修・補強等を行い、通行車両の安全確保を図ります。

3. 水道施設の管理に関する基本方針

健康で安全な生活を営む上で欠くことのできない水道水の供給を住民が平等に受けられるよう、老朽化水道施設を適宜改良するとともに、渇水や豪雨による濁水時にも耐えうる水道施設の整備を進め、水道水の安定供給を図ります。水道未普及地域については、簡易ろ過設備の設置を継続実施し、飲料水の水質向上を図ります。

4. 下水道施設の管理に関する基本方針

下水道については、吉野川等の水質を保全し、町民の生活環境の向上を図るために公共下水道の供用開始区域の拡大に努めます。下水道の整備エリアに含まれない地域においては、農業集落排水事業の実施、合併浄化槽の設置推進を継続実施します。合併浄化槽の設置については、現在行っている設置に対する補助事業を継続的に実施することで推進します。

また、受益者負担の適正化の観点から、必要に応じて使用料の見直しを検討します。

VI. 取組体制とフォローアップの実施方針

1. 取組体制と情報管理

(1) 取組体制

現状では、公共施設等の管理は各施設所管部署において行っていますが、公共施設等の総合的かつ計画的な管理にあたっては、公共施設等全体の最適化を目指す戦略的な取り組みが必要となります。このため、p. 24 の「⑦総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針」で示した通り、所管部署が連携した全庁的な推進体制づくりに努めます。

(2) 情報管理・共有

公共施設等マネジメントを着実に推進していくため、施設の基本情報を正確に把握し、費用対効果や将来的な更新費用などを適切に分析していく必要があります。そのため、本計画の推進体制づくりに努めるとともに、全庁で情報共有できる仕組みを構築します。

2. フォローアップの実施方針

本計画については、P D C Aサイクルを導入し、所管部署と連携して定期的に進捗確認を行うとともに、必要に応じ方針や目標の見直しを行います。これらの検討結果は、議会へ報告するとともに、町民への積極的な情報開示を進めます。

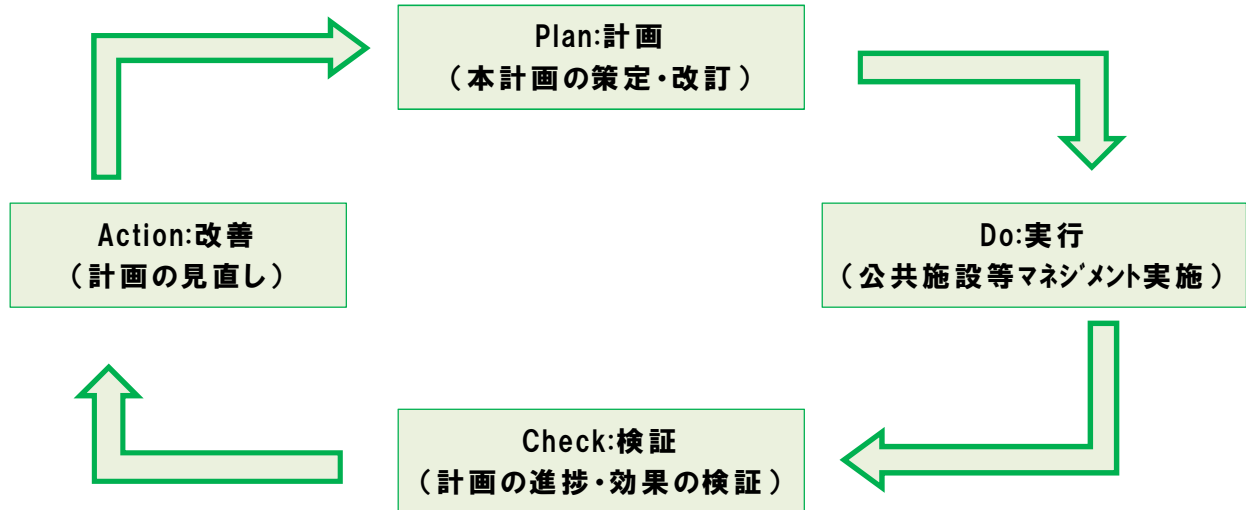


図 VI-1 P D C Aサイクルのイメージ

■ 吉野町公共施設等総合管理計画

編集・発行 吉野町

〒639-3192 奈良県吉野郡吉野町大字上市 80 番地の 1

TEL. 0746-32-3081(代表)

FAX. 0746-32-8855

URL. <http://www.town.yoshino.nara.jp/>

発行日 2017 年 3 月

編集協力 株式会社オリエンタルコンサルタンツ